

令和6年3月1日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正	7 番 小 林 孝
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	鳴 原 健 二		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年3月1日（金曜日） 午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政施政方針説明
- 第 5 議案の提出
- 第 6 提案理由の説明
- 第 7 議案の質疑
- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託

6 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 5号 町道路線の変更について
- 議案第 6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 三春町子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第16号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第17号 令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第18号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 議案第19号 令和5年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第20号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 令和5年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第22号 令和6年度三春町一般会計予算について
- 議案第23号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 令和6年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第26号 令和6年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第27号 令和6年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第28号 令和6年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第29号 令和6年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第30号 令和6年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第31号 令和6年度三春町宅地造成事業会計予算について

7 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後1時30分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 皆さん、こんにちは。

傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

ただ今出席している議員は15名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

ただ今から、令和6年三春町議会定例会3月会議を開きます。

お諮りします。本定例会議の議事日程は掲載した令和6年三春町議会定例会3月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番橋本善一郎議員、12番佐久間正俊議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。令和6年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月13日までの13日間とし、掲載した会議日程のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、令和6年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月13日までの13日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定いたしました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和5年度第9回、第10回、第11回の出納検査報告があり、その写しを掲載したので了承願います。

…………… 令和6年町政施政方針 ……………

○議長 日程第4、令和6年度町政施政方針の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 ご苦労様です。令和6年三春町議会定例会3月会議が開催されるにあたり、令和6年度一般会計予算の概要や主な施策についてご説明いたしますが、それに先立ち、町政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

はじめに、1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。被災地域の日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

また、被害を受けた被災者を支援するため、町民の皆様から多くの義援金が寄せられました。あらためて御礼を申し上げたいと思います。

近年、地震に限らず台風や大雨などの自然災害が多発しており、日本全国どの地域でも被災する可能性があることを覚悟しなければなりません。地域における自然災害リスクを低減することが喫緊の課題であり、引き続き地域防災対策の一層の充実強化に取り組んで参ります。

次に、三春町の最上位計画となる長期計画についてですが、令和6年度で第7次の長期計画が終期を迎えます。新しい計画策定に向けては、第7次計画に基づく取り組みの成果や課題について、まちづくりの指標などの客観的な事実に基づき整理を行い、先進的な取り組みの情報収集など、具体的な取り組みを進めているところです。

「しっかりとした計画なくして、成功はありません」。令和7年度からの新しい長期計画が、これからの時代に対応し、かつ、地に足の付いた、希望に溢れる内容となるよう、町民、議会の皆様方と建設的な意見交換などを行い、第8次の長期計画の策定に取り組んで参ります。

次に、株式会社モンベルとの連携についてですが、令和7年は、田部井淳子さんがエベレストに登頂成功してから50年にあたる記念の年でもあり、モンベルストアのオープンと併せ、田部井淳子さんの記念館を開設し、アウトドア・アクティビティの取り組みにより、地域の活性化に繋げていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に令和6年度当初予算案の概要について説明いたします。

予算編成にあたっては、町民が安全安心に生活できるよう、0～18歳までの子ども世代、19～64歳までの就労世代、65歳以上の高齢者世代、それぞれの世代ごとに必要な支援策を講じ、財源を配分したところです。一般会計当初予算の総額は91億8,981万円で、前年度当初予算と比較して2億9,437万円の増額となりました。その他5つの特別会計の合計では、38億4,641万円、企業会計の合計では16億6,766万円を計上し、これらを含めた令和6年度の予算総額は147億388万円となっています。

次に第7次三春町長期計画の基本目標に沿って、新年度の事業概要について説明いたします。

基本目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり分野」では、災害対応能力の向上や交通安全対策として、防火水槽の設置や消防用資器材及び消防車両等の更新に取り組めます。また、ガードレールやカーブミラーなどの設置、通学路及び交差点の維持補修、高齢者のための安全運転支援装置の設置に対する支援に引き続き取り組んでまいります。

基本目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり分野」では、町道の改良工事や維持工事、橋梁の点検や補修工事などを継続して進めていきます。町民の日常の移動を支える公共交通については、利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現に向け、町営バス運行の一部見直しを行うとともに、新たな取組みの検討を進めてまいります。

また、昨年3月に磐越東線活性化対策協議会が設置され、鉄道の利活用や地域活性化のための取組みを検討しており、田村地域において連携した取組みを進めてまいります。

ごみの減量やリサイクルの推進、高齢者等でゴミ出しに困っている世帯の戸別収集については、引き続き継続した取り組みを進めてまいります。

移住定住施策については、空き家の活用やニーズに合った居住環境の提供及び町の魅力を伝える情報発信の強化など、継続的な取り組みを進めてまいります。

また、城山公園などに整備しました散策路に道標を設置し、歴史的・文化的資源の活用を図ってまいります。

基本目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり分野」では、令和7年4月の開園に向けて、岩江こども園の整備事業に取り組むとともに、日常的に医療的ケアが必要な児童が、地域の児童とともに保育が受けられるよう、幼稚園へ看護師を派遣して医療的ケア児とその家族を支援する

事業に取り組みます。また、昨年4月に施行された「こども基本法」の規定に基づき、三春町における子ども施策の基本となる「三春町こども計画」の策定に取り組みます。

令和6年度は、三春町第1期教育大綱の終期となるため、町の教育・文化をさらに振興するため、第2期教育大綱の策定を行います。

また、小学校教育のあり方については、保護者をはじめとする多くの町民と丁寧な議論を進めており、引き続き方針の策定に取り組んでいきます。

学校施設の改修については、岩江中学校のLED化等を実施し、教育環境のさらなる充実に努めていきます。また、子育て支援の一環として、多子世帯への学校給食費の一部無償化を実施します。

田村高校の魅力向上事業については、田村高校の魅力向上委員会と連携しながら、高校生による地域活性化などの取り組みを継続していきます。

国際交流事業については、小中学生を対象とした青少年国際理解教育推進事業を実施するとともに、コロナ禍により実施を見合わせてまいりました姉妹都市ライスレイク市との交流再開に向けた事業に取り組みます。

文化財保護事業については、5年に一度の滝ザクラ樹勢回復事業の2年目の工事を実施するとともに、文化財保存活用地域計画策定に取り組むことにより、町内各地域の有形・無形文化財の調査を実施し、文化財の活用、保存及び継承につなげるための方針を明確化する事業に取り組みます。

基本目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり分野」では、各種健康診査事業を実施し病気の早期発見と重症化予防に取り組むとともに、町営ジムの利用拡大を図り、町民の健康づくりを支援します。

また、今年度最終年度となる子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種や成人の風しん予防ワクチン接種を含め、各種法定予防接種の接種率向上を図ります。

高齢者の保健福祉事業としては、昨年に引き続き地区サロン事業活動の充実を図り、各自の介護予防と地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。また、介護保険や障がい者福祉など必要なサービスが、必要な時に確実に利用できる体制を引き続き確保します。

さらに、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる地域づくりの取組みとして、引きこもりの方等も含め誰もが利用できる居場所づくりと、相談支援につなげる事業を新たに取組みます。

基本目標5の「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり分野」では、農業の担い手の育成・確保、農地の適正な利活用を図り、地域の農業の将来のあり方を位置づける地域計画の策定に取り組みます。

商業の活性化については、商工関係団体への助成事業や活動支援を継続するとともに、電子地域通貨「みはるカード」の利用拡大への支援や空き店舗対策の充実に取り組んでまいります。

また、観光振興については、モンベル誘致に関連した新たな観光客の受入れ体制の充実やデジタルコンテンツを活用した城下町三春の情報発信の強化、中心市街地へ人の流れを生み出す観光基盤整備の推進を図ってまいります。

基本目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり分野」では、地域課題の解決に向けた取り組みを支援する「地域提案型まちづくり交付金事業」を継続するとともに、各まちづくり協会の自主的な活動を強化・支援していく取り組みを進めていきます。

また、業務効率化に向け策定した「DX推進計画」に基づき、引き続き電子自治体の推進に取り組んでまいります。

公共施設等の適正管理については、公共施設等総合管理計画に基づいた管理を行うとともに、未利用町有財産の有効活用を進めていきます。

以上、令和6年度一般会計予算の概要や主な施策、町政に関する当面の諸課題についての所信とさせていただきます。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第5、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した議案第5号「町道路線の変更について」から、議案第31号「令和6年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの27議案を一括上程します。

…………… 提案理由の説明 ……………

○議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

町道路線の変更に係る議案が1件。条例の一部改正に係る議案が9件。令和5年度三春町一般会計等の補正予算に係る議案が7件。令和6年度三春町一般会計等の予算に係る議案が10件。合計27議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第7、会議規則第39条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第5号から議案第31号までの、提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第5号「町道路線の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「三春町子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「令和5年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「令和5年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「令和6年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「令和6年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「令和6年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「令和6年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「令和6年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号「令和6年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号「令和6年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

…………… **議案の委員会付託** ……………

○議長 日程第8、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっている議案第5号から議案第31号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託することに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう願います。

…………… **陳情事件の委員会付託** ……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」の委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

…………… **散会宣言** ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午後1時56分)

令和6年3月4日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
5番 山崎ふじ子	6番 石井一正	7番 小林孝
8番 松村妙子	9番 三瓶文博	10番 篠崎聡
11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊	13番 影山常光
14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一	16番 影山初吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4番 佐藤弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山晋	書記 橋本和宜
	書記 佐藤祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	宮本久功	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
税務会計課長	荒井公秀	保健福祉課長	佐久間美代子
子育て支援課長	影山清夫	産業課長	遠藤晃
建設課長	新野恭朗	企業局長	大内広三
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	鳴原健二		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年3月4日（月曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

..... 開議宣言

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

ただいま出席している議員は15名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、10名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願い申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1により、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… 一般質問 ……………

○議長 日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第62条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番（三瓶一壽議員） 2番議員、三瓶一壽です。ただいま議長より質疑の許可をいただきましたので、質疑させていただきます。

少子化による田村高等学校の統合が進む環境の中、田村高校と三春町はタッグを組んで学校存続に注力しているところです。その甲斐あって、成果は現在進行形で結実しております。こうした生徒や関係者の努力はこれからも継続していかなければいけないと思います。

現に、田村高校生たちは勉学に、部活動に、そして地域貢献のために精いっぱい頑張っているところです。それで学校の下校時刻も遅くなり、特に冬期は日照時間が短く、中にはスマートフォンで照らして道を歩いて下校している生徒もいるようです。これは町民の方からの情報なのですが、当該通学路は昔とその環境が大きく違い、空き家や空き地なども多く存在し、中には暗闇のスポットもあるなど、とても安全安心な通学路とは言えません。

私は、今年の1月に田村高校から駅の方面、北町通りの方面の通学路、切通しを私的に計測調査してみました。その結果、執行者の皆さんにもちょっとお示ししておるんですけども、道は暗く、足元も悪く、部分的には暗闇のスポットも存在するなど、劣悪な通学路環境と言わざるを得ません。

そこで、次の質問をしたいと思います。1番、田村高校生が通学路として利用している切通しの防犯灯照明の再検討について質問します。通学路の安全について過去に検討を行ったことがあるか。なかった場合には至急検討すべきと考えるが、どうか。また、以上の結果について見通しがついたら、地域をはじめ、地元の関係者に周知すべきと思いますが、いかが考えるかということです。よろしくお願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

ご指摘の「町道北町荒町線」につきましては、夜間におけます歩行者の安全確保や、犯罪の未然防止を図るため、現在LEDの防犯灯が10基設置されております。

お質しの防犯灯の照度調査につきましては実施しておりませんが、警察署が速度抑制を行う「ゾーン30」の指定区域であることから、町では路側帯のカラー舗装を実施して、安全対策を図っております。

防犯灯は、地元から設置要望を受け、町が現場を確認して適正な箇所に、警察庁が「安全・安心まちづくり推進要綱」で示す照度基準を満たすLED灯を設置して、明るさの確保に努めております。

防犯灯は町が設置を行い、地元が電気代を負担して維持管理をしております。新たに設置が必要な場合は、地元から優先順位をつけて町に要望をいただくことになり、改修する場合は、地元で改修を行い、町に補助申請することになっております。

以上のことから、防犯灯の整備は、地元の理解が必要となりますので、毎年度まちづくり協会を取りまとめを行う要望事項の提出を受けまして対応を進めているところでございます。

各地区の要望に対する対応につきましては、行政区・まちづくり協会・防犯協会・交通安全協会に書面で回答しております。今後も引き続き、情報の共有を図り、特に通学路につきましては、優先的に設置して参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問させていただきます。

今ほどの説明で、概略、状況は理解できますが、問題は確かにLEDはすごく明るくて、私もあそこを通るとき大分明るくなったじゃないかって直感的に思いました。ただ、このLEDの範囲の問題だと思うんですね。照明器具の直下ではかなり明るさは確保されていますが、範囲が飛ぶと中ほどには結構暗い部分も、先ほど申し上げたように執行者の方には、私の調査したデータを差し上げておりますが、暗い部分もある。それから曲がり角とかでなかなか照明器具が直線道路とは違う状況もあるということなので、その辺しっかり現状把握して、的確な措置をしていただきたい。

また、先ほど申し上げたすごい暗闇のスポットがあるというのは、高校生等の通学路としては非常にセキュリティ上良くないと思いますので、その辺も含めて再検証していただきたいと思っております。

それから、学校とかは一般の住宅街の防犯灯とは違いまして、あくまで通学路ということなので、これは町がやっぱり指導的に調査とか現状把握をしていただきたいというふうに考えておりますが、その辺、返答願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、暗がりがありますので適正な箇所に設置をしていただきたいという要望でございますが、通学路、暗いところがあるということであれば、地元だけではなく、関係団体と調査をいたしまして、そういうところがないように優先的に、先ほども答弁したように設置をしていきたいと考えてございます。

それから、2点目でございますが、先ほどと同様に通学路でございますので、安全対策につきましては関係団体と情報を共有をして整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番（三瓶一壽議員） 第2の質問をいたします。三春中学校と最近寮を始めました田

村高校の寮から主要な通学路の歩道環境の整備と防犯灯の照明について質問します。

通学路の安全について過去に検討を行った経緯はあるのか。ない場合には至急検討を行うべきと考えますが、いかがか。

上記の件につきまして、検討結果と計画の見通しがついた時点で、地域をはじめとする関係者に周知をすべきと考えるが、いかがか。

3番目に、歩道の確保については場合によっては検討委員会等の設置も必要ではないかと考えますが、いかがか。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2の質問にお答えいたします。

平成25年4月、三春中学校開校を控え、平成24年8月に町内の小中学校通学路の安全対策を講じるため、関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、危険箇所の把握及び対策を講じております。

ご指摘の「町道八幡町貝山線」につきましては、開校までに通学路の安全確保のため、関係機関への要望をはじめ、外側線の整備、防犯灯や通学路表示看板の設置を行いました。開校後の平成27・28年度には、バイパスと町道との交差点から北側にかけて、張り出し歩道の整備を行い、さらなる安全対策を講じたところであります。

また、平成27年2月には、田村警察署、県中建設事務所、三春土木事務所、町建設課と教育委員会で構成される「通学路安全推進会議」において、「三春町通学路交通安全プログラム」を策定し、継続的な通学路の安全確保に務めているところであります。

これらの対策内容の周知につきましては、学校を經由して児童・生徒、保護者の方々にお知らせするとともに、まちづくり協会等を通じて周知していきたいと考えております。

なお、第1の質問でも答弁いたしましたが、通学路の防犯灯設置につきましては、地区と情報の共有を図り、優先的に設置して参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほどの説明で経緯は大体了解いたしました。しかしながら、馬場通りも歩いてみますと、路側帯のところには常設の障害物があったりしておりますので、現状はなかなか安全な通学路とは言えないのかなど。これは道路構造上の問題かとも思いますので、その辺も含めて地域の方々との情報共有というか、問題の共有をお願いしたいと考えております。

それから、先ほどの路盤の話、路盤というか、歩道の話なんですけども、田村高校の切通しは30キロ制限ですか、グリーンのはっきりとした歩行者、通学路の視覚的な、意識ができるような措置が講じられておりますが、馬場の通りにも是非ともそのような形で明確に通学路側帯が分かるような措置を講じてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問ですけれども、通学路の安全対策、今でも不十分だというご指摘かと思っておりますので、こちらにつきましてはさらなる検討を進めまして解決を図っていききたいというふうに考えております。

それから、2点目のご質問です。現地歩きますと、確かに周辺に住宅があったりして、なかなか安全な歩道整備というのできる環境にないという点もありますけれども、議員ご指摘のとおり、安全な交通対策を講じるために歩道の整備につきましては、前向きに検討しながら分かりやすい、児童生徒の皆さんが安全に通学できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(以上ですの声あり)

○議長 以上で、2番三瓶一壽議員の質問を終結します。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

5番。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問をいたします。

1件目、町内の桜の古木について。三春町は滝桜をはじめ、多くの枝垂れ桜や山桜が咲き競う町であります。町では、町内の桜の木を調査されておりますが、

- 1、調査の結果、どのような桜が何本ありましたか。
- 2、今後、どのように保存を考えているのか、伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 第1の質問にお答えいたします。

1点目の調査についてであります。この調査は、令和4年に三春滝桜が国の天然記念物指定100年を迎えたのを契機としまして、桜の古木・大木を調査したものでございます。調査につきましては、町内各地区のまちづくり協会、三春さくらの会、歴史民俗資料館友の会などのご協力をいただきまして、合計145本の古木・大木の情報をいただきました。

その内訳は、ベニシダレが88本、枝垂れないエドヒガンが43本、ソメイヨシノが10本、四季桜が2本、八重桜が1本と不明の桜が1本で、他にソメイヨシノを中心とした並木が16か所の情報をいただきました。これらは、樹種の分類が曖昧であったり、大きさが分からないものも多いため、令和5年度から少しずつ確認のための現地調査を行っております。

2点目の今後の保存については、今年度着手いたしました、町の文化財保存活用地域計画を策定していく中で、将来的に文化財に指定する桜の木を選出するとともに、選出するまでではありませんが、保護することで活用が期待できる木については、未指定の文化財のような形態で登録したり、保護するなどの検討をして参りたいと考えております。

桜につきましては、滝桜と同じように、枯枝の剪定や支柱・柵の設置、施肥、病虫害防除、地域での保存団体の設立といった保護や、標柱・案内解説板の設置やパンフレット、インターネット等での紹介、さらに現地でのイベントの開催などの活用が考えられます。こうした内容については、地域計画策定の過程で、桜の木以外の未指定の文化財に対する支援や補助とともに、町の文化財保護として統一的な保存・活用のあり方を検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

5番。

○5番(山崎ふじ子議員) 145本以上の古木・大木があるということは、とても素晴らしい、三春ならではのことでありまして、大変貴重な財産だと考えます。南成田の大桜は、地元の方によりますと樹齢500年は経っていると聞いております。5年前より3か年計画で樹勢回復の処置がされ、保存会の方々の努力のもと、去年は若々しい、力ある葉の勢いになりまして、大変、こんなに古木だったのに、見るも無残な姿だったのが、すばらしい若々しい桜に生き返っております。こういった桜の木を大事にしていくことが、つまりは三春の観光の大切な資源になっていくと思います。

滝桜保存会と大桜保存会の他に、三春の中で桜の保存会というものはあるか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えいたします。

先ほどご説明いただきました滝桜と南成田以外の保存会というご質問ですが、現在、保存会という形で活動していただきまして、町として補助等を行っておりますのは、その2点でございます。それ以外に各地区でいろいろとご尽力いただきまして、今回情報を頂きました145本の桜につきましても、地区で管理していただいている部分もございますので、そういった保存会とまでいかない活動も様々ございます。そういった活動も、今回の地域計画の作成の中でいろいろと情報を頂きながら、保存方法、活用の方法については、これから検討して参りたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

5番。

○5番(山崎ふじ子議員) こちらのパンフレット、町で出しているパンフレットですね。「三春のあるきかた」の中で、桜の古木をずっと紹介しております。素晴らしい木々がありまして、ほとんどこちらは神社・仏閣に存在しているんですね。こういったところ歩いていただくためにも、文化財保存活用地域計画の策定を待たずに樹木医の先生の診断を得て、その地域の方にこういった手入れをしてはいかかとか、肥やしはこういう物を使うと良いですとか、そういったアドバイスをしていただいて、145本を年間10本ずつやっていっても15年かかってしまうんですね。そういったことで、まず、とりあえず、観光でご案内している桜の木を優先的に樹木医さんの診断を受けて、手入れというものを始められないのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えいたします。

確かに今、ご質問いただきましたように、観光パンフレットにありますような古木・名木と言われる部分がたくさんございます。

先ほどもお答えしましたように、各地区から頂いた情報、こちらにつきましても、併せて実施したいと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、この情報につきましては、神社あるいはお寺、また民有地であったり、あとは企業の敷地というような情報も頂いております。そちらを精査しまして、保存の方法につきましては、所有者などとの協議をして進めたいと考えております。

パンフレット等でご案内している桜については検討するべきだというご指摘ですので、

今後少しずつとはなるとはありますが、検討して参りたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

5番。

○5番(山崎ふじ子議員) 第2の質問に移ります。

相続登記の義務化と相続土地国庫帰属制度について伺います。

人口減少が進む中で相続人がいない方や子孫の方が相続をためらう方が増えております。

私の家に例えますと、将来土地を継ぐべき子どもはいますが、山や田畑は極力減らしておいてほしいと言っております。そういった方、農家を続けられずに同じように悩んでいらっしゃる方がいるのではないかと思います。

そこで、次の3点について伺います。

1、町内の持ち主不明の土地は何筆ありますか。

2、4月から、今年の4月からですね、相続登記の申請が義務化されます。具体的にはどのような内容か伺います。

3、昨年4月より施行された相続土地国庫帰属制度とはどのような制度か伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 お答えします。

1点目についてであります。相続等の際に土地の相続登記が行われないなどの理由により、所有者が分からない、または所有者の所在が分からず連絡がつかないといった、いわゆる所有者不明土地が町内にも存在することを認識しておりますが、具体的な筆数については把握していないのが現状です。

2点目についてであります。所有者不明土地が全国で増加し、周辺環境悪化や民間取引・公共事業の障害になるなど社会問題となっております。この問題の解消のため、令和6年4月1日から、相続人は土地・家屋を相続により取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行うことが法律上義務化されることになりました。正当な理由がなく相続登記の申請が行われない場合は、10万円以下の過料の対象となります。なお、施行日より前に相続した土地・家屋についても相続登記の申請の義務化の対象となります。

3点目についてであります。所有者不明土地の発生未然防止のため、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日から施行されました。

手続の方法ですが、申請書類に土地1筆あたり1万4,000円の審査手数料を添えて、法務局に承認申請を行うこととなります。申請に基づき法務局が要件審査を行い、要件を満たすものとして承認した場合は、申請者が土地管理費用として、原則20万円の負担金を納付することにより、国に土地の所有権が移転することとなります。

○議長 質問があれば、これを許します。

5番。

○5番(山崎ふじ子議員) 法務省の資料によりますと、全国で合わせると、所有者が分からなくなってしまっている土地が九州の面積に匹敵するほどになるということだそうです。そのような所有者が分からない土地があると、道路をつくりたいというときに真

っすぐにつくれず、その土地を迂回してつくらなければならなくなったり、適切な場所に公共施設をつくることができなくなったりということがあります。

4月からの相続登記の義務ですが、3年を過ぎると10万円の罰金ということです。以前に親などが既に亡くなっており、土地や家屋をそのまま次の世代の方が登録しないで使っていて、税金だけ払っていらっしゃるという方も町内におられると思います。このような方も、4月1日から用意どんで、皆さん一斉に登記を頑張ってやらなくちゃいけないのか、3年以内にやらなければ罰金の対象になるという理解でよろしいのでしょうか。

あと、1筆につき10万円の罰金なのか、その辺たくさん、お手元にも資料をお渡ししましたが、この資料の中に多々書かれているんですが、なかなかちょっと難しいので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 再質問にお答えします。

まず1点目ですが、今まで相続登記をしていなかった所有者の方ですが、そちらの方も対象となるということで、令和9年4月1日までに登記する必要が出て参ります。ただ、土地や家屋を所有したことを知ったときからということになりますので、知らなかった場合は3年以内というところからは外れて、知ったときからということになります。

それから、この相続登記の詳細につきましてですが、まず最寄りの法務局が福島地方税務局郡山支局になりますので、事前予約制となっていますので、そちらに予約をしてご相談いただければと考えております。

それから、福島県司法書士会でも相談窓口を開催しておりますので、そちらで司法書士などの紹介もしておりますので、そちらにご相談いただければと思います。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

5番。

○5番(山崎ふじ子議員) 罰金のことは、1筆につき10万円の罰金になるか。土地持ってらっしゃる方は何筆も持っていて、何十筆も持っている方は100万単位の罰金が来てしまうのか。その辺は、分かる範囲で結構ですので、お答えください。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 お答えします。

1筆当たり10万円という過料ではないと理解しております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

5番。

○5番(山崎ふじ子議員) 罰金のことについては少し安心しました。

相続が決まってから、土地・家屋の相続登記の申請を3年以内にならなければならないということですが、町民の方がお亡くなりになったときに、土地を持っている方、持っていない方、多々いらっしゃるかとは思いますが、こういった手続がありますよということでご案内を、亡くなったときにいろんな書類頂くんですね。こういった書類を届けてくださいとかということで町から案内頂きます。その中に簡単な資料をお渡ししてはいかかかと思ひます。

また、税務会計課から納税書が来ますね。そういったときに土地の名義と納税者の名義が違う方に、こういった制度が始まりますということをご案内しなければ、町民の方は気づかないでいらっしゃるということになるんですが、こういったことができないか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 お答えします。

まず1点目ですが、住民課でお亡くなりになった方のお手続の際に相続人代表者届出書の通知をお渡ししておりますが、その際に相続登記義務化のチラシも同封しております。

それから納税通知書にということでございますが、令和5年度、昨年5月、固定資産税の納税通知書送付の際には、法務局の依頼によりまして、チラシを同封して周知しております。こちらは令和6年度についても同様に周知する予定でございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

5番。

○5番（山崎ふじ子議員） なかなか分かりにくい制度というか法律でありまして、町、法務局に行く前に、とにかく役場に行っちゃって説明を聞きたいとか、近所の人に聞きたいとかということがあるかと思えます。町の、役場の窓口としてはどこに相談に行けばよいのか。

あと、もう1点なんですけど、法律相談のように、こういった相続手続、あと相続土地の国庫帰属制度などはもっと分かりにくいんですね。こういった土地であれば国に返せるかというのを読んでみましたが、かなりの資料があつて、ちょっと、こういった土地は駄目ですよとか、こういった土地だったら可能ですとかというのがあるんですが、まず簡単な説明を、相談をしたいというときに、町の法律相談のように、町内の司法書士さんのお力を借りて相談会などを計画できないか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 お答えします。

まず1点目の役場での窓口ということでございますが、こちらの事務につきましては、国の事務となっておりますので、先ほど申し上げました福島地方法務局郡山支局が窓口となっておりますので、そちらにご相談いただければと思います。

それから、町の司法書士に頼んで相談会などを開催していただけないかということでございますが、相続土地国庫帰属制度につきましては、福島地方法務局本局の不動産登記部門のみの相談となっておりますので、そちらで相談を受け付けているということでございますので、福島県内にお住まいじゃない場合につきましても、法務局、各県、都道府県の法務局、本局ですとかで相談のみを受け付けているということでございますので、そちらで相談していただければと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

5番。

○5番（山崎ふじ子議員） 町民にとって、とても重要な内容であります。その町内、町の役場で相談はしませんよとか、そういったことでなく、是非、そういった相談窓口、誰

に相談、とにかくどこに行けばいいかという、そういった案内から皆さん相談に来ると思いますので、町では相談を受けませんということではなく、是非、相談窓口を作ってほしいというか、この課に行けば、案内があるというところがあっていいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 考え方をお答えさせていただきます。

相続ということは、相続人に権利関係の権限が発生する重要な事務であります。今現在、もう既に法律で、それは国のほうで行うということになっております。確かに町で相談すれば便利なんですけど、それに必要な知識あるいは登記情報も全くない、そういった者が軽々に相談に応ずるべきではないと私は思います。

したがって、ご不便に感じるかと思えますけども、やはり、そこはきちんと法務局に行ってください、権利関係を確認した上で、登記簿なども照会していただいて正確に処理するというのが最優先であるというふうになっておりますので、町としては、申し訳ないんですけど、その窓口までのご案内、そこまでに限らせていただいている、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で5番山崎ふじ子議員の質問を終結します。

○議長 15番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

15番。

第1の質問を許します。

○15番(鈴木利一議員) さきに通告してあります2点について質問いたします。

1点目ですが、手話の普及についてということで、令和3年1月1日から三春町手話言語条例が施行されました。この条例では、手話は言語であるという認識に基づき、町では手話の理解及び普及に努めるとしてあります。

そこで1点目ですが、町公式行事における手話通訳の配置の考え方と、これまでの実績はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目、手話奉仕員の人数とレベルアップのための施策はどうなっているのか、お伺いいたします。

3点目、学校における手話の理解及び普及のための手話教室などの実績はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第1の質問にお答えします。

1点目の町公式行事における手話通訳の配置についての考え方についてですが、町が主催または共催する行事のうち、障がい者の方も含め不特定多数の方が参加するイベント及び障がい者に関する行事等について、手話通訳者を配置することを基本的な方針としております。

これまでの実績についてでございますが、令和4年度は滝ザクラ100周年式典、各種功労者表彰式など計4回、令和5年度については三春交流館「まほら」20周年記念式典、

三春秋まつりなど2回の配置実績がございます。また、町議会においても、本日のように一般質問の際に各年度1回ずつ手話通訳の配置をいただいております。

2点目の手話奉仕員の人数でございますが、町は平成26年度から2年1期の養成講座を開催しております。今年まで5期10年継続して実施してございます。養成講座を終了した方に登録試験を行い、合格された方を手話奉仕員として町に登録いただいております。現時点での登録者数は19名となりました。

レベルアップの施策については、町としても課題と認識しております。今後はフォローアップ研修などを行うとともに、町行事への参加協力などを依頼しまして、簡単な内容から少しずつ実践の機会を通して、経験と自信を増やしていただけるよう取組して参りたいと考えております。

3点目の学校における手話の理解及び普及のための手話教室などの実績についてでございますが、小中学校では「総合的な学習の時間」の一つに、福祉をテーマとした取組がございます。その中で、手話や点字、車椅子の操作や認知症の理解など、各校の選択により幅広い学習に取組みされております。

今年度については、手話に関する授業はなかったと聞いておりますが、これまでの授業の一環として、手話の理解や要約筆記などについて学ぶ授業が行われております。子どもの頃から「手話」という言語に触れることで、対象の理解や関心が深まることと思っておりますので、今後も各校の取組に期待しまして、授業の企画や実施に協力して取組みして参りたいと思っております。また、保護者を含め、町民の方の理解促進に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 手話奉仕員の関係なんですが、現在、19名の方が奉仕員として登録しているということで、手話というのは、使わないとなかなか継続してやるのが難しい、理解できないということだと思んです。それで、フォローアップの研修を行っていくということなんですが、具体的にどんなことを考えてフォローアップをしていくのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

フォローアップの具体的な内容についてどのように考えているかというご質問でございます。

これまで、町の奉仕員に登録された方は、各自の努力において、手話サークルやいろいろな活動にご参加をいただいて、各自でレベルアップをしていただけてきた背景がございます。町でもそういった方々を一堂に集めまして、現在の取組状況、それから、どういった不安があるか、どんな内容で協力いただけるか、そういった情報交換から皆様のご意見をいただく機会、それから、フォローアップとしてどういったことが学べれば自信がついていくかというようなことも含めまして、障害者協会やサークルの方とご意見をいただきながら、内容については決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員）　まず、フォローアップ、非常に期待しておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

それと、この手話言語条例。施行されて3年になるんですが、学校における取組なんです。条例の第9条、「学校における手話の普及」というのがあります。学校の設置者、これは町ですよ。「設置者は、手話の理解及び普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」というふうにあります。

先ほどの答弁では、学校では手話の関係ではどこもなかったということなんです。そして、「各学校の取組に期待します」という第三者的な立場での答弁なんです。ここは、やっぱりもっと町が推進して、学校の中で手話教室をできるように、期待じゃなくて、これは進めるということになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長　再質問にお答えします。

学校教育の中での取組ということで、具体的なところを少しお話をさせていただきたいと思うんですが、子どもたちが使っている教科書の中には、具体的に手話についての学びが記載されています。例えば5年生の国語の教科書では、手話の概要を学ぶとともに、指文字の50音表が載っておりまして、それについて共通的に学ぶということを実践しています。

また、2年生の音楽の教科書の中には、音楽でみんなとつながろうというテーマの下に、おはよう、ありがとう、さようならのあいさつを手話で表現しながら、『メッセージ』という歌を歌うというような授業があります。共通的に取り組んでいるのはそのようなことでございます。

それから、先ほど答弁にもありましたけれども、総合的な学習の時間の中で福祉について学ぶ機会があり、具体的なところを申し上げますと、聴力に障がいのある方を講師に招き、手話や筆談に関する学習をしたという、そういうようなカリキュラムが進められたということは調査させていただいております。

議員ご指摘のとおり、これらの取組だけでは、当然、不十分な点がありますので、教育委員会といたしましても、今後、児童・生徒・教職員が手話を学ぶ機会を充実させることができますよう、関係機関とも連携して、しっかりそれを題材として学びにつなげていきたいと考えております。

○議長　質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員）　学校の教科書の中で取組があるということなんですが、やっぱり、絵ではなくて生の、目の前で行われている手話通訳というのが非常に重要だと思うんです。そういった意味では、来年度から条例にもありますように、是非、これは取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長　各学校では、現在、カリキュラムの編成に取り組んでいるところではありますので、具体的なところがどれだけ取り組めるのか、次年度につきましては見えないところもありますが、しっかり情報を学校の方に伝えて参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 2点目の質問ですが、三春町地域公共交通計画についてであります。

令和5年3月、1年前ですが、三春町地域公共交通計画が策定されました。この計画では、町営バスについて、①として、列車発着に合わせた運行時間の変更、2点目で、中心市街地と各地区拠点間をピストン輸送するコースへの見直し、3点目として、スクールバス混乗コースの拡大などが挙げられております。

また、移動支援の継続として、中郷地区、沢石地区において、事業を他の地区でも実施の促進をしていくなどが盛り込まれていますが、先日の全員協議会で示された新年度からの町営バスの見直しでは、地域公共交通計画の内容が全く反映されておりません。地域公共交通計画と町営バス見直しの整合性について、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 第2の質問にお答えいたします。

三春町地域公共交通計画は、令和2年11月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正され、計画策定が制度化されたことを機に、三春町の地域公共交通のあり方を抜本的に見直していくための基本計画として、関係機関で組織する「三春町地域公共交通活性化協議会」において協議を行い、今後5年間で町が目指すべき施策の基本方針として、令和5年3月に策定いたしました。

今年度、具体的な施策の展開に向けて様々な検討や関係団体等との協議を行って参りましたが、お質しのありました町営バスの見直しに関する件につきまして、検討状況を報告させていただきます。

1点目の列車発着に合わせた運行時間の変更についてですが、現状、郡山方面の下り列車は14本中10本、いわき方面の上り列車は15本中10本が接続している状況であり、福島交通の路線バスを含め、今後も可能な限り接続したダイヤ設定をして参ります。

2点目の中心市街地と各地区拠点をピストン輸送するコースの見直しについては、現在、町営バスは全23路線、1日最大58便のコースを運行しておりますが、中には乗車率が低いコースもあり、通学、通院や買い物などの人の流れに沿ったコースの見直しを行っております。コースの見直しによる方法のほか、デマンド型の運行についても検討を進めていきたいと考えております。

3点目のスクールバス混乗コースについては、三春中学校生徒の登下校を想定した時間やコースであり、一般の方の利用が低いことと利用促進のためのコースや時間の変更が難しいことから、本来のスクールバスの運行とし、拡大ではなく廃止としたいと考えております。

4点目の地域の移動支援の継続については、地域の支え合いの仕組みづくりのモデル地区として3年前に取組みを開始しました中郷地区において、地域での意向や効果検証を行うため、地区住民の方へアンケート調査を実施しているところであり、その結果などをもとに、地域公共交通としまして今後のあり方や手法について、沢石地区を含めそれぞれの地区と協議を進めていく予定です。

これらの検討結果や乗降調査などから、令和6年度からの町営バスの見直しにつきましては、1つ目としまして、スクール混乗コースの廃止とそれに伴う時刻やコースの見直し、2つ目としまして、乗車率が低い朝晩コースについて、効果的な運行を目的とした予約型の試験的運行などについて準備を進めております。

計画に掲げております具体的な施策の展開については、町民の方のニーズや社会情勢の変化、三春町地域公共交通活性化協議会との協議、国や県の財政支援等の状況など様々な状況に応じて計画を見直すこととしているため、令和6年度からの町営バスの見直しについても早い段階でお示しすべきだと考えております。

今後は、三春町地域公共交通活性化協議会を通じて年度ごとの実行計画を策定し、基本計画からの変更点や拡充すべき取組みなどについて早い段階でお知らせするなど、町民の皆様にご理解をいただきながら、利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現に取り組んで参ります。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） まず初めに、この地域公共交通計画。大変立派な冊子ができているわけなんですけど、コンサルに業務委託して作ってもらったわけですが、金額は幾らぐらいかかっているんでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

こちらの地域交通計画の策定業務につきましては、三春町地域公共交通活性化協議会の事業としまして、委託費でございますが、372万9,000円でございます。

なお、こちらの費用につきましては、国と県の補助金を活用しております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 372万かけてコンサルに業務を委託して作ったということで、三春町地域公共交通活性化協議会、協議を行ってこの計画ができたんですね。まず、そのところ、確認したいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

まず、三春町地域公共交通活性化協議会につきましては、一般旅客業の自家用運送の業者さん含め、町民代表の方、あとは田村警察署含めメンバーで構成しておりまして、そちらの協議会の方に検討内容につきましてお諮りをし、意見を頂いて、令和5年3月に計画を策定したものでございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） こうした協議会で議論をして、コンサル含めて情報をもらって作っているわけですが、この計画に沿ってバスの見直しとか、その他の公共交通の見直しを図るべきですね、まずは。ところが、先日、全員協議会で示された中身は、この計

画、作った計画からまるで反対の中身ばかり出てきているということで、質問の趣旨は、計画とバスの見直し、これが、整合性がないんじゃないかということで聞いているんです。その整合性ありますか、これについて。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

この公共交通計画につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、基本計画でございますので、各事業につきましては、単年度ごとの事業実施計画を策定して行うものと考えております。ですので、今回の見直しにつきましては、昨年度の乗降調査含め、公共交通団体との協議の中で協議した結果、令和6年度からこういった見直しを行いたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） だから、計画を作るのに協議をして作ってるわけですよね。

そして、計画書ができて1年も経たないうち、何か実証実験でもやって新たにこうなったっていうんなら分かりますよ。何にもやらない。1年経って。新たに出てきた答えが計画とまるで反対の計画が出てきていると。いや、ちょっとおかしいんじゃないですか、これは。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

答弁の中でも触れてはいたんですが、今回の一連の処理の流れで問題となるところというのは、特にスクールバスの混乗の件だと思います。基本計画では、これを拡大していこうということで去年の3月に発表したわけですが、今回、先日全協の中では、これは乗車効率が非常に極めて低かったので廃止したいというふうなお話をさせていただきました。

どこに問題があったかということ、結果として正反対の結論であったわけです。修正すべき点は、「実際の乗車がこうでした。したがって、これは、スクールバスとの混乗は非常に難しい状態になりました。したがって、今後はスクールバス、混乗については廃止していきたい」という途中経過の報告あるいは今後に向けての計画、その説明がすっかり抜けてしまっていたということでもあります。その部分については非常に反省しております。

そして、先ほど答弁で申し上げたとおり、今後はきちんと年次計画を立てて、少なくとも前年度の末までには、「次年度はこういう形でやっていきたい、その理由はこういった調査結果に基づいていた」と、そういったきちんとした説明をしながら、変更があれば、「変更があったのでこういうふうにしていきます」という、そういった進め方あるいは事業の進捗管理をしていきたい、そのように考えてございます。大変、正反対のことで混乱をさせてしましまして申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） コンサルに372万かけて計画を作っているわけですよ。確かにちょっと行き違いがあったみたいなことは言うんですが、何のための計画、この37

2万をかけて作ったんだか分かんなくなっちゃいますよね。

例えば、1年間実証実験やりましたっていうんなら分かりますよ、それは。ところが、何にもやらない。この計画に沿って次の段階に進むんだったら分かるんだけども、まるっきり正反対のことが出てきてっから混乱させたって言うんですが、本当に混乱してます。言っってっこととやっってっことが全然違うということで、この辺の説明、もう少ししてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

スクールバスの混乗コースにつきましては、昨年の10月に乗降調査を行っております。そちらの結果でありますけども、スクールバス対象地区以外、要は4キロ未満の方の、中学生の利用の方は一定数、40名程度いらっしゃいますが、一般の利用者の方が1か月で最大で5名という、著しく少ない状況でありますので、先ほど申し上げましたが、コースの変更と時間の調整が難しいことから、大変申し訳ございませんが、廃止とさせていただきますと考えてございます。

なお、これまで乗車いただいた方につきましては、他のコースでの利用ができるよう、運行時間の調整を、今現在行っているところでございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 質問の趣旨がよく理解されていないと思うんですが、まず、調査をして、この計画書ができているんですよね、まずは。コンサルに調査を依頼して、そして三春町地域公共交通計画が策定されたと思うんですよ。そして、その上に立って、その対応策としていろいろな問題が出てきていると思う。改善策が出てきて、この地域公共交通計画が実施されるというふうになると思うんですが、何か今、バスだけの話を聞いたら、昨年の10月に調査。地域公共交通計画を作る段階に調査しているんじゃないですか、これは。計画書が出てから調査しているんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

計画書作成時点におきましても、町営バスを含めて公共交通の利用状況について調査を行っておりますが、今年度、次年度に向けての実際的な見直しを行うにあたりまして、担当としまして再度、乗降調査を行って、先ほど申し上げたとおりの乗車状況でありますので、令和6年度からの見直しをさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) ちょっとしつこくなるようで申し訳ないけども、どうも理解に苦しむ。この計画を作る段階で調査はしてるんでないですか。372万かけて。その調査に立って、この計画書ができているんですよね。それに沿ってバスの見直しをするというんだったら分かりますよ。ところが、何か計画書ができたらまた調査をした。どうもこの地域公共交通の計画書が何だったのか。ただ372万、無駄に金を使った。それだけじゃ

ないですか、それは。もう少しきちんと説明してください。分かりません。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今回のスクールバスの混乗の部分については、昨年の3月にそういった内容の報告をまずさせていただいた。そして、同じ年、10月にもう一度スクールバスの混乗の件について実態調査を行ったところ、思ったような効果を上げていないということで見直しをしようということで、先日の全協の説明になったわけであります。

基本計画の時点で決められたことが、その後年度においてもほとんど同じ内容で推移するのであれば、極めて正確な計画づくりだというふうにも言えるかと思うんですが、残念ながら、今回はそういった部分が欠けているのではないかというご指摘ではありますが、バスの乗車状況なども念のために確認するという確認行為は私は必要だというふうに思っていますので、基本計画のときにも、一度は調べているでしょうけども、念のためにもう一度確認のための調査をするということについては、それはそれで良いことだというふうに思っております。その結果、基本計画の製本時には、拡充していくという表現だったものをもう一度見直して、これは廃止させていただくというふうな決定になったわけですが、あまりにも短い期間でころっと変わってしまったのはおかしいという趣旨のご質問ということであれば、そういったふうに取りられたのは非常に残念なんですけど、実態に応じて機動的に実施していくというのは、行政としてもこれは大事なことでありますので、そういった点も含めまして、今後は事前に、こういったことで今調査をしている、あるいはこういったふうなことを検討している、したがって、こういったことで進めていきたいというような年次計画というものをきちんとつくって説明責任を果たしていきたい、そのように答弁をさせていただきました。

以上であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 謝罪みたいな話なんですけど、どうもこう、いまいわずと納得はできませんね。372万かけてせっかく作った計画が台無しになってしまう。見直しは必要だと言うんですが、ちょっと納得ができません。

その他、今、スクールバスの混乗の話ばかり出ているんですが、そのほかにもいろいろ問題があります。例えば、列車の発着時間に合わせて運行時間の変更をするということについても、答弁では福島交通の路線バスを含めてというふうにあるんですが、福島交通の路線バス、走っているのかどうか。なければ、これから福島交通の路線バスが走るのかどうか。その辺、お願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

福島交通の路線バスにつきましては、船引郡山線と、あと三春郡山線の2路線が三春の方で路線を運行してございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 列車発着時間に合わせた運行時間の変更という中で、福島交

通の路線バス、三春の駅通ってますか。その中で、福島交通の路線バスも含めた列車発着に合わせた列車時間の運行というふうに出てんですよね。答弁してるんです。だから、三春駅に路線バス通ってますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 公共計画の中身をもう一度お話をさせていただきます。

公共交通、JR東日本の磐越東線がございます。福島交通の郡山三春船引線がございます。そのほかに町営バス路線が各路線、先ほど答弁のとおりでございます。そのほかにタクシーなどもございます。そして、沢石あるいは中郷地区の「おでかけ支援隊」という名前の有償交通、今、無料でやっておりますが、そういったものもあります。こういったものを最適に組み合わせていこうというのが、公共交通計画の趣旨であります。

今、ご質問いただきました三春駅、今現在、福島交通の便は発着はされておりましたが、公共交通の中では、これからはJRあるいは三春駅との接続が非常に大事であると、そういった視点を盛り込んでございますので、今後、そういった路線の延長といいますか、新設というよりは、路線を変更して、三春駅にも接続するような福島交通便を設置していこうというふうな形で、既に福島交通あるいは臨接の郡山市・田村市との協議も既に始めております。そういったものが発表できるような具体的な段階になりましたら、また、先ほど申し上げたとおり、今後の予定ということで、改めて報告をさせていただきますが、全て今、検討に入っておりますので、そういった部分を含めれば、先ほど議員からご質問いただいておりますけど、今現在は正確な期日はございませんが、既にそういった検討を始めているということで、ご理解いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 三春駅を経由するような路線バスができることを期待しております。

まだまだ問題点がいっぱいあるんですが、デマンド型の運行にしていくということなんですが、管理センター、これ新設されると思うんですが、新たな経費はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

先ほど、乗車率の低い朝晩コースにつきましては、予約型の、デマンド型の運行にさせていただきたいという答弁をさせていただきましたが、こちらにつきましてはの予約でございますが、今現在あります、町バスセンターの方で電話での受付を考えてございます。

こちらに関する運行費用につきましては、令和6年度の当初予算の方の委託料としまして、519万8,000円を運行費用としまして計上させていただいております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 管理センター、電話受付、510万ぐらいかかるんじゃないかということなんですが、デマンド型にした場合、経費はどのぐらい減りますか。経費の

削減ということで、それ、謳ってると思うんですが、どのくらい減りますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

今回の朝晩コースの予約型によります経費の削減でございますが、今年度どおり運行いたしますと、2024年問題での運転手の休息時間の確保等がございまして、今現在より3名以上の業務員の増員が必要となるという見込みがございまして、そういったことを含めまして、今回、朝晩コースのデマンド化を図ることにつきまして、具体的な数字はちょっと、詳細な数字は今、手元にございませませんが、経費が削減できるものと考えてございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 確かに2024年問題ということで今ね、全国的に問題になっていると思うんですが、新たに、新たに519万がかかると。デマンドにすれば、バスの本数は減りますよね。運行回数というのかな、は減りますよね。だから、幾らかは減ると思うんですが、519万、果たして減るのかな。で、利用者が本当に利用しやすくなるのかな。

利用しやすくなればいいですよ。だけど、申し込むのには電話連絡、あと、多分LINEか何かでやるのかなと思うんですが、高齢者にとって、手間が1つかかりますよね。そういった高齢者のことを考えると、高齢者は、ドア・ツー・ドア、いわゆる玄関から玄関、これが理想。高齢者にとってはそういったことだと思うんですよ。

そこからいくと、バスのデマンドにして、本当にメリットがあるのか。510万新たにかかって、高齢者の足として本当に活用できるのか。お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、3名の増員が必要になる関係で、その費用について削減できると考えてございまして、今回は朝晩コースを実証的に予約型の運行とさせていきたいと考えてございまして、今後、地域公共交通を検討する中で、昼間についてもデマンドでの運行ができないかどうかを含めてですね、交通事業者と協議しまして、スピード感を持ってですね、今後検討していきたいと考えてございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 何か先ほどから、答弁がちぐはぐになっているのかなというふうに感じるんですが。高齢者の方が本当に、これで、満足できるのかどうか。

先日、議員の視察研修で、茨城県に行ってきました。これは、茨城県の阿見町。これがデマンドタクシーの運行。で、茨城県の茨城町。これがデマンド型乗合タクシーをやっている町ですね。住民課長も同行したので、その内情は知っていると思うんですが、タクシー会社に運行をお願いして、年間2,700万前後だったと思うんですが、それで運行をしていると。車もみんなタクシー会社持ち。ということで、年間1台当たり2,700万ぐらいだったと思うんですが、そういったことで運行して、お客さんがどんどん増えている。

阿見町については、デマンドタクシーを3台に増車をしたと。茨城町についても、1台から2台にしたというふうに、お客さんのニーズがどんどん、どんどん上がっているんですよね。

今のバス路線だけのデマンドにした場合、本当に、何万人も使うようなデマンド交通になっていくのか。住民課長も同席したから、その内情はよく知って、あのかのときの議員研修で行った仲間もみんな、「いや、これはこっちの方が良いな」ということで、報告書なり何か出しているんですよね、みんな。報告書は町長のところまで行っているのを見て思うんですが、もっと町民が利用しやすい交通。公共交通、デマンド交通にしてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 総括的なお話をさせていただきます。

地域公共交通、大変、今、流動的な時期に入っているというふうには私は考えております。JRについても、利用促進を図ってほしいという時代に入りました。福島交通につきましても、乗車人数が少ないので、補助事業上、補助金は導入しているけども効果が上がってないのではないかというふうな指摘も頂いております。町営バスについては、先ほどより、議員よりご指摘頂いておりますとおりであります。

今後、我々がやるべき仕事というのは、こういうふうにするべくいくんではないか、こうした方が良いんではないかというのを、積極的にやっていくということに尽きるかと思っております。当然その中には、思ったような効果が上がらないこともあるかと思っておりますが、そういったことにならないように、事前に十分に調査をした上で、試行的な事業に取り組んでいく。その結果、うまくいけばそのまま実用化に進む、そしてうまくいかなければまた見直すと。そういうトライ・アンド・エラーの繰り返しだというふうに思っておりますので、今回、公共交通、昨年3月に発表いたしましたけれども、その後、2024年問題なども出ておまして、そういった流動的なことも踏まえながら、果敢に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、様々なご指摘は十分に承知した上で、これからは取り組んで参りますので、今しばらく、今しばらく言いますか、引き続きのご理解とお力添えをお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） しつこいようでいっぱい質問があるのは、それだけ問題があるということを理解してくださいね。

もう一つですが、おでかけ応援隊。これ、先日の全員協議会では、廃止にしていきたい、みたいな旨の話がありました。先ほどの答弁では、そのニーズがどうなっているのか今アンケート調査をしているんだというような答弁だったと思うんですが、何か、これも逆じゃないですか。今アンケート調査実施している。先日の全員協議会では、廃止をしていくんだというような中身だったと思うんですが。アンケート調査やってから、どうなるかというふうな話だと思うんですが、先日の全員協議会で話した内容と、ちょっと違うのかなというふうに思うんで、どうなんでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

過日の全員協議会の説明の中で、この「おでかけ応援隊」につきまして、廃止すると説明したふうに捉えられてしまったことにつきましては、大変申し訳なかったと思っております。

今後につきましては、先ほど申し上げたとおり、今現在アンケート調査を行っておりますので、その調査結果を基にですね、地区の方と協議をして、今後の方向性につきまして、検討していきたいと考えてございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） ちょっと全員協議会の話、私もちょっと不安だったんで周りの人にも聞きました。そしたら、やっぱり、おでかけ応援隊廃止の方向で話聞いているよ、そのように理解したよということなんですよ。いや、私もそのように理解して、ただ、不安だったので、答弁と若干違ったので、あれと思って確認をしたんです。そのように、私1人ではないんですよ。おでかけ応援隊を廃止をしていくというふうに理解したのは。

それからいくと、今、住民にアンケート調査して、これから見直して、どのようにしていくか見直すということなんです。それも、一番最初の話に戻るんですが、地域公共交通の計画書の中では、それを促進していくと。おでかけ応援隊を促進していくというふうになっているんですよ。それ、今頃アンケート調査するのかよというところなんです。その辺どうなんでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

公共交通計画策定期間につきましても、おでかけ応援隊の利用状況については調査をさせていただきますが、今後の効果的な運行を行うためにですね、今現在、アンケート調査をさせていただきます。その結果に基づきまして、今後の運行方法を含めて、各地区への拡大ができるかどうかを含めて、検証を図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○町長 若干補足をさせていただきます。

おでかけ応援隊、スタート時非常に好評で、基本的には好評だというふうに思っております。したがって、一言で言うと、伸び代はある事業だなというふうに思っております。

ただ、課題も抱えておまして、例えば今は、無償で輸送しておりますが、事業継続という観点からすると、一定程度、受益者負担があっても良いのではないかというふうに考える面もございます。そういった点も踏まえまして、アンケート調査の中で、意向調査をしていきたいというのが一つ。

あとは、最近、新聞、テレビなどで「ライドシェア」というふうなことも出ておまして、全国的にどのような展開になるかというのは非常に流動的ではあるんですが、それに非常に近い運行形態であるものですから、そういったものの制度に乗れるかどうかも含めて、まずは実態をより正しく把握するために調査をさせていただいていると、そういうふうにご理解いただければありがたいというふうに思っております。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） いろいろ、先日の全員協議会で説明あった見直し、それらは、かなり問題があるなという認識をしております。公共交通計画とまるで相反するものばかりが出てきているということで、納得はしないんですが、もっともっと町民のための利用しやすい公共交通になればなというふうのが一番なんですよね。

そこで、地域公共交通、お金をせっかくかけて作ったわけですから、実態と合わないというのかなり多いわけですから、地域公共交通自体をもう一度見直して、手直しをしてやったらどうなんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

地域公共交通計画につきましては、先ほどお答えいたしました町営バスの他にも幾つか政策を掲げております。こちらにつきましては、まちづくりや教育、福祉、また観光などあらゆる町の施策に関わることが含まれてございますので、町として全庁的に取り組むとともに、交通事業者とまた交通関係の関係機関との協議をして、今後スピード感を持って見直しをして、その実行計画がまとまりましたら、改めてお示しをさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で15番鈴木利一議員の質問を終結します。

○議長 6番石井一正議員、質問席に登壇願います。

6番。

第1の質問を許します。

○6番（石井一正議員） 私は、三春の農業者に収入増を試みるということで、2件の質問をさせていただきます。

農業の規模拡大を推進し、収入増を試みてはどうか。

三春町では、新規就農者の育成に営農計画に対する助言、技術指導、農地のあっせんをするとのことですが、農業者の法人化や6次産業化を推進するなど、「大規模経営」を進めていってはどうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

町では、新規就農希望者に対して、1日単位からの長短期農業研修の受入調整や農業技術の習得、就農計画のサポート、農地のあっせん、経営資金や農業機械等の購入支援、就農後の経営安定化まで、田村農業普及所ですとかJAなどの農業関係団体と連携いたしまして、ワンストップで手厚いサポートを実施しているところでございます。

これら新規就農者が、持続的に農業経営を拡大していくためには、資金調達の容易化や幅広い人材の確保、円滑な事業継承が図られる農業経営の法人化や、農産物の生産、加工、販売まで一体的に行い、農産物の付加価値を向上させるいわゆる6次化の取り組みは有効な手法と考えております。町でもこれを推進しているところでございます。

また、農業の大規模化につきましては、生産性や作業効率の向上が図られるほか、地域農業の活性化という点において雇用の創出や農地の有効活用が期待できるなどの大きなメリットがございます。

ただ一方で、多大な設備投資や農地の集約、人材の確保など、課題もあることから、それぞれの農業経営者のご意向や農業経営に関する基本的な条件などを考慮しながら、支援の充実を図っていくとともに各農業者の所得向上や経営の安定化を推進して参ります。

○議長 質問があれば、これを許します。

6番。

○6番（石井一正議員） 農業のこの50年間、日本政府は減反。養蚕はほぼ消滅、たばこも縮小。現在の農業自給率、いわゆる食料自給率は、外国からの農産物の輸入により賄っております。これも需要と供給の中で、日本国の農業者は非常に疲弊をしている。この50年間、農家は儲かる、非常に物が全てなくなっている。これは日本政府の間違った政策によって、農業者は疲弊をした訳でございます。

そこで私は、第2の質問をさせていただきます。

新規農業者の参入を推進するための規制緩和による「農業特区」をつくってはどうか。

三春町は工業団地の造成、分譲や所得安定化のための企業誘致、農用地の転用などを進めておりますが、スピード感をもって臨むことが大事だと思います。

規制緩和により「農業特区」をつくり、農業者が参入しやすいように、短期間で農地や宅地の確保をできるようにするため、宅地と農地をセットで提供することを試みてはいかがでしょうか。

○議長 石井一正議員に申し上げます。第1の質問が終わって、「第2の質問を許します」と私から言いますので。その前に第2の質問に入りました。今後気をつけてください。

6番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

ご質問の農業へ参入しやすい環境を整備するための「農業特区」を導入してはどうかとのご提案につきましては、適当な農地の確保や現行の農地に関する法律の規制などの面から、現状での導入は難しいというふうに考えております。

しかしながら、農業へ参入しやすい環境の整備という点については、現在農業振興地域整備計画の見直しを進めているところであり、将来にわたって農業的利用を進める農地とそうでない農地をしっかりと区分し、農業以外に利用しても支障がないとされた土地については、宅地への転用等、土地の有効活用を図るなど秩序ある土地利用を進めるとともに、農業へ参入しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。

また、町では、新規就農者の支援のため、住居の家賃助成や農地中間管理機構を通しての農地のあっせん、また、就農に係る準備資金や経営開始資金の助成を行っております。農業の担い手の確保は重要な課題でありますので、引き続き、就農環境の整備や資金面での支援を行い、新規就農者の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

6番。端的に再質問をお願いします。

○6番（石井一正議員） 大企業も中小企業もイノベーションを起こしている会社は、所得を伸ばしております。ですから、この農業特区は、是非町長なくさないでください。そ

れで何よりもこの農業特区、投資をすることが大事です。この50年間、農業への日本の投資は非常に細くなっています。これは、農業特区に投資をするということをひとつ町長は考えていただきたいと思います。これを私は農業のイノベーションというふうに考えます。どうかこのイノベーション、投資をするということで、中期計画、長期計画で、どうか10億ぐらいの投資を試みる計画をつくっていただきたいと思います。毎年100億の予算で、金がない、金がないと言うのはいかながなものでしょうか。5年後、10年後に三春町が200億の事業予算をつくるということは、この農地と宅地の土地を動かすことによって税金が私は入ると試算しております。

どうかそういう面では、今回も2月の国会で、政府は農地有効利用の農地法改正案、農業法人の企業への出資規制、いわゆる規制緩和を提案しました。これは非常に日本が、この私たちの農業特区をバックアップしてくれるということに私は考えていました。

どうか重要、一つ議案として、坂本町長、この農業特区を起こそうではありませんか。どうぞ投資を考えてください。投資をしてこのイノベーションは生きてきます。将来、三春町200億の事業予算をつくらうではありませんか。答弁を町長お願いします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

農業特区、切望しているという話であります。全国的には、何か所か農業の部分に関する特区が設定されております。この特区の設定目的の一つには、今までの規制では実現できなかったものを、特区をつくる。その中で、それを一旦置いて、今議員お質のような画期的な試みをしよう。

問題は、その先であります。その結果、良い結果が出れば、それは全国に普及させようというのが特区の主な目的の一つであります。農業分野でも民間企業の参入などで、こういった特区が力強く進められているという認識でございますが、今後のそういった成果に期待していきたいというふうに思っております。

翻ってみますと、三春町の農業情勢なんです。現在、農振農用地の見直しがほぼ終了している時期で、これから来年度からは地域計画という形で、どこの農用地に誰が何を作っていくか、そして収益をどれだけ上げていくかという地域計画をつくる段階にこれから入って参ります。残念ながら、高齢化が進んでおまして、今現在はあまり積極的な動きは見られないのですが、その中においても、いわゆる若手農家、認定農家さんを中心に、これから投資してでも活気ある農業をやっていききたいという幾つかの経営母体がございます。そういった部分については、先ほど200億というふうな具体的な金額が出てはおりますが、そういった方とヒアリングを通して、これは国や県の補助金などを上手に使いまして、最終的にそういった方の希望が実現できるような支援をしていく、そういったものでこれからも努力して参りたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

(終わりますの声あり)

○議長 以上で6番石井一正議員の質問を終結します。

暫時休憩といたします。再開は午後1時に再開をいたします。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・……………

(休憩 午後 1 2 時 0 1 分)

<休 憩>

(再開 午後 1 時 0 0 分)

..... ・ ・ 再 開 ・ ・

○議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

1 4 番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

1 4 番。

質問を許します。

○1 4 番（遠藤亮子議員） 議長のお許しをいただきましたので、先の通告によりまして、質問をさせていただきます。

高齢者世帯への日常的サポートについて、3 点ほどお伺いいたします。

現在、町内には、一人暮らしの方をはじめ、高齢者世帯が、町が委託しているお弁当の依頼をしているかと思いますが、月契約ではなく、契約外の方がスポットで注文することはできないでしょうか。家族が出かけたくても、食事のことを考えるとなかなか出かけられない。作り置きをしていけば良い話になりますが、時間的な問題、そして食中毒の問題など、不可能な場合もあるのではないのでしょうか。

2 点目です。介護される側・する側の立場から、日常的サポートを必要とするご家庭も多いかと思います。そこで町が窓口となり、家事代行サービスの導入を提案したいと思います。いかがでしょうか。

郡山市では、家事代行サービスがかなり普及しております。介護する側のご家族の方にも、少しでも休める時間を設けるのも必要かと思います。高齢化が進む中、介護する側も必然的に年齢を増していきます。

私が通院している病院の入口で、父親を介護している 6 0 代の息子さんが、父親を連れて車に乗せるとき、バランスを崩して、その父親は車から落ちてしまいました。そのときに息子さんから出た第一声が、「何やってるんだ、いい加減にしろ」という言葉なんです。周りにいた誰しもが驚きました。「大丈夫か」ではなく「何やってるんだ」なんです。お分かりですか。息子さんが疲れているんです。心配の声ではなく、自分の感情が先になるんです。それだけ、今は介護する側の心と身体がひっ迫している状態なんです。

シルバー人材センターでのワンコインサービスもありますが、できることが限られてしまうので、新たに町で起業し、資格がなくても代行サービスが可能なので、雇用にもつながるのではないのでしょうか。他人の家に入る、または入られるのは抵抗があると思われがちですが、ヘルパーさんと並行してなら、安心して依頼できるのではないのでしょうか。この取組みにより、一人暮らしの方へ定期的な訪問をすれば、孤独死も防げるのではないのでしょうか。

3 点目です。目を離せない高齢者と生活を共にするご家族から、「少しでも近くにお店があったら」というお話を伺ったことがあります。昨年 1 1 月に認定農業者協議会の方々と意見交換会の際に、農作物が売れず残ってしまい、廃棄処分となっているとのことでした。農家さんとの連携で配達もしくは近隣の場所を確保し、移動販売などを行うことにより、時短で必要なものを購入することができるのではないのでしょうか。もちろん野菜だけではなく、商工会加入店の方々との連携も可能になってくるのではないのでしょうか。

以上、3 点をお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 1点目の宅配給食サービスのスポット的利用についてお答えいたします。

はじめに、町の宅配給食の概要についてご説明申し上げます。利用できる対象者の方は、独居または高齢者世帯及び障がい者世帯とこれに準ずる世帯として、家族と同居されていても日中、高齢者のみとなる世帯などを対象としております。

事業の利用日は月曜から土曜日の週6日で、祝日も実施しております。配達するのは昼食分のお弁当で、お粥や刻み食などの介護食にも対応しております。利用者の負担は1食500円で、事前登録していただき、あらかじめ希望した頻度で配達員が配達をして利用者の安否確認も行っております。週6日利用する方もあります。また、月2回など個人の必要に合わせてご利用いただけるサービスとなっております。

議員お質しのように、普段は同居されているご家族がお世話をされているご家庭でも、体調不良や冠婚葬祭など、一時的に家族だけでは対応できない状況に置かれる場合も想定されていると思います。個別のご相談により、宅配給食サービスのスポット的な利用も可能となっております。また、昼食の配達だけで解決できないことも含め、困りごとが発生したときは、ご家族だけで抱え込まず、お気軽に地域包括支援センターにご相談いただき、利用可能なサービスのご提案や調整など、寄り添った支援をして参りたいと考えております。

2点目の、高齢者の生活支援についてお答えいたします。

高齢化が進む中、我が町においても介護する方自身が高齢者であることは珍しくない状況でございます。また、介護が必要な状態でなくても、一人暮らしや高齢者世帯などでは、電球の交換や重い荷物の運搬など、また、ゴミの分別など、日常の家事において不安や不自由を感じ、何らかの手伝いや見守りが必要と思う場面が多々あることと思います。町といたしましても、こうした日常生活の困りごとを支える仕組みづくりに取り組みしているところでございます。

現在、町内で利用できる家事援助のサービスは、①要介護認定を受けている方が、ケアプランにより利用できる介護保険制度のホームヘルプサービス。②ヘルパー事業所などが独自に対応する自費によるサービス。③社会福祉協議会が運営する有償ボランティアによる「おたがいさまサービス」。④シルバー人材センターが運営する「ワンコインサービス」。⑤民間事業者が運営する「家事援助サービス」などがあります。

町では、これら関係機関団体等と話し合いの場を設け、現状の課題や各機関の対応状況など様々な課題について、町が委託しております、生活支援コーディネーターを中心に検討を行っております。

全ての生活支援を町の公的サービスとして提供することは、人的にも予算的にも到底困難でございますので、地域の互助としてできるお互いの支え合いと、民間の支援サービス、それと、町が行う公的なサービスとが連携・協力して、支え合いの地域づくりに取り組みしていきたいと考えてございます。

3点目の、農業者や商工会と連携した買い物支援はどうかということについてであります。議員ご指摘のとおり、様々な形を工夫して、実現可能な取組みを見つけていくことが、少子高齢化のこれからの時代において大切と考えておりますので、農家の方や商工会の方々とも意見交換をしながら、町民の方が安心して住み続けられる町づくりに努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 1点目の宅配給食サービスが様々可能だということ、分かりました。ただ、日曜日が抜けているんですけども、やはり、家族が出かけたりするのは日曜日が多いのではないかと思うんですね。祝日が可能であれば、日曜日も可能ではないかなと思われませんが、いかがでしょうか。

こうした取組みに関して、町内の方々がどれだけ周知しているのでしょうか。広報とか防災無線などでお知らせをしているかもしれませんが、知らない方が多いようです。各家庭に、このサービスの内容を詳しく把握していくのも必要かと思えます。

2点目の生活支援についてですが、ホームヘルプサービス、自費によるサービス、おたがいさまサービス、ワンコインサービス、家事援助サービスなどの多種多様なサービスがありますが、1点目と同様、どのような周知方法をとっているのか、お聞かせください。

また、3点目の買い物支援ですが、実際に八幡町の大谷酒店の隣の空き地で、毎週木曜日になるのですが、午後3時から30分間、野菜・お豆腐・お魚などの車が入ってきまして、たった30分間なんですけど、マルシェを行っております。はじめはお客様はちらほらでしたが、今は口コミでかなりの方々が賑わいを見せています。「車の運転ができず、歩ける距離でこんなに近くで買い物ができて便利」「助かります」との声が多数上がっています。実現可能なんです。待っている方がたくさんいらっしゃいます。早急の取組みはできないでしょうか。こうした取組みによって、町長がいつもおっしゃっております「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」「豊かな心と文化を育むまちづくり」「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」につながるのではないのでしょうか。

この3点についてももう少し詳しくお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の、宅配給食の日曜日ができないかというご質問についてでございます。

現在、委託しておりますのは、三春町社会福祉協議会でございます。宅配給食に使っている食事は福祉レストランの厨房で作っているものでございまして、日曜日がお休みとなっている事情がございまして、祝日は営業しておりますので、現在は月曜日から土曜日ということで運営をさせていただいております。今後、議員ご指摘のように、曜日に関わらず必要なことが発生してくるものと考えられますので、こうした取組みにつきましては必要に応じてどのような形ができるのか、また、複数の委託事業者を考える必要があるのか、そういったことも含めて、今後人数に合わせて検討していく課題かと思えます。

2つ目の広報についてということでございます。宅配給食に特化して全体に周知する広報についてはしてはおりませんでした。様々な機会を通じて町の高齢者に対するサービスを広報などでやっております。今後は、まとめた形でこういったサービスの詳細についてご紹介して、皆様にも周知して参りたいと考えます。

3点目の家事援助につきましても同様なことでございます。現在は、それぞれが実施をしている事業所単位、またはシルバー人材単位で広報やチラシを配付している現状でございますが、町としても、そういったまとめた情報提供について、今後工夫して努めて参り

たいと思います。

最後のマルシェについてでございますが、実際に行われている活動が大変好評で有意義であるということについてご紹介いただいたものでございます。町でも、各地区で行っております地区サロン活動のときに野菜を販売に来るようなサロンもでき始めているところ

です。こうしたことにつきましては、販売をする事業所さん含め、それぞれが話し合いをして、まとまって行って、実現していくということでございますので、町もそういったことについて積極的に情報交換をする場を設けて、可能な取組みを進めていければと考えております。

質問について、以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） ただいまの佐久間課長の答弁の方はよく分かりました。

ただ、必要とされている方、周知できていない方、そういった方々に対して、やはり時間は動いているので、早急にその取組みをしていただく姿勢の方を取っていただくことは可能でしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 実際に、先ほどの例にあるように、ご家族の方が大変追い込まれた中で介護されている状況というのはあるかと思っておりますので、そういった方にも、このサービスがありますよという情報だけでなく、そういうことは抱え込まないで速やかにご相談いただきたいというようなことを含めて、様々な形で発信をして参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 早急にということをお私の方はご質問をさせていただいたので、時間というのは日々動いております。待っている方も早くしていただけないかというご意見もいただいておりますので、そういったものを町としては早急に取組み姿勢はありますでしょうか。お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 周知を図る時期ということでございます。現在、介護保健のサービスや介護をされている方に様々な機会に毎月のようにお知らせを出すような機会もございますので、まず、はじめにそういったところから速やかに、そういった情報を提供できるところから進めて参りたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 質問があれば、これを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 私が聞いているのは、取組みを早急に、行動を移すことができるかということなんですね。周知を起こすということではなくて、今、私が今日質問したことに対して、検討していく方向性はあるということでは分かりました。でも、それをなるべく早く進めることはできないかということをご質問させていただいております。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　ご質問いただいた内容については、すでに何らかのチャンネルでお知らせしているところがあるのですが、まだ徹底していないというご指摘と、新規にそういったサービスを必要とする方が毎日のように出ていると。その対応を急ぎなさいという指示というふうに受け止めております。従いまして、今まで既存の制度の中でお知らせできる可能性については毎月のように定期的な連絡が事業者さんを通じて行っておりますので、それに、例えば案内文と一緒にに入れてお知らせするとか、そういったサービスにはすぐにでも対応可能であります。

あと新規にサービスを使われる方、ほぼ100%地域包括センターの窓口を通しますので、その中でそういったサービスがあることについては周知を図らせていただく。これもすぐできるかと思えます。

以上の2点でかなり、これは改善できるかというふうに考えておりますので、そういった形で進めて参りたいというふうに思っております。

○議長　質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終結します。

○議長　10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

10番。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員)　それでは、通告書の内容に基づきまして、2件の質問を行いたいと思います。

1点目、なり手不足ですけれども、当町でもいろいろな商売、農業、PTA、地域の役員、議員など、なり手不足や後継者不足というのは、この町でも課題となっているところだと思います。その中でも私が取り上げたいのは、自治会の役員の担い手不足というところだと思います。この時期であります、もう既に役員等は決まっている時期かなと思います。しかし、なりたくて町の役員をやっている方はほとんどいないのかなというふうに思っています。昨今の少子高齢化、定年延長などで地域から人材を探すのは年々難しい状況になっていると思います。

それでは、1点目ですけれども、働いている現役世代の人でも役員になりやすいよう、区長会や代表区長会など、町と区長の集まりを夜間にすることはできないのか。

2点目、日中の行事というのは、どうしても日中にやらないといけない行事は出てくると思います。そのときでも、せいぜい何時間かというところでありますので、日中仕事を中抜けして参加しやすいように事業所の方に補助金などを出すことはできないのか。

3点目、次期の役員の選出がどうしてもできない、見つからないといった場合、他の地区の方に報酬を支給し、役員代行をすることはできないのかということ伺います。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長　1点目の質問にお答えいたします。

会議の夜間開催についてでございますが、今年度、区長会では、会社勤めの現役世代の区長が参加しやすいように、会議の一部を土曜日に開催したところでございます。今後は、区長会総会で意見を伺った上で、夜間及び休日の開催を検討したいと考えております。

2点目の事業所への損失補填については、補助金などの損失補填は考えておりませんが、会社勤めの現役世代の区長が参加しやすい環境を検討したいと考えております。

3点目の役員業務の委託についてでございますが、地域防災・防犯の面からも、地域の実情に精通されている地区内の方が、役員を務められることが望ましいと考えております。

町では、役員業務の負担軽減を図るため、区長等の自治会活動、運営のための様々な手続や制度が掲載された「区長会活動ハンドブック」を毎年作成しております。

また、回覧板のデジタル化やスマートフォンを活用した連絡体制の構築など、DXによる自治会の負担軽減について調査研究をしており、既に電子回覧板や区長会等の出欠報告の電子化を実施しております。

自治会DXの推進は、三春町DX推進計画に位置づけられており、これからの自治会活動の継続、若い世代が参加しやすい自治会、自治会の活性化において不可欠なものと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 自治会の役員は地区の方が望ましいということはよく分かりますけれども、人材が見つからなくて何年も役員を続けたりなんかしている方も現状おられます。

それと、地域の規約を改正すれば、隣接地区から役員代行の方を雇うということが可能なのか、お答えください。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

自治会活動は自主的な活動でございますので、町としましては自治会の考え方を尊重したいと思いますが、近隣の自治会に報酬を払って委託するよりは、例えば役員報酬の改正を自治会で協議して地元の方が役員となる方が望ましいのではないかなと考えてございます。

また、自治会の課題解決や活性化を図るために、小さい単位では難しい事案に自治会よりも大きなエリアで取り組む地域運営組織、通称RMOと呼んでいるようでございますが、全国各地で進められております。この運営組織で生まれた利益を地区または個人に還元することができる手法でございます。今後このような手法についても、地区の皆さんと調査研究して参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） それでは、第2の質問に移らさせていただきます。三春町民の数を減らさないためにとということで質問させていただきます。

少子高齢化、人口流出などで三春の人口は将来約1万人まで減少するという予測が出ております。

1点目ですけれども、現在16,500名の町民がおりますが、将来1万人程度になった場

合、今と同等の行政サービスを維持し続けることは可能なのか。

2点目、将来、体力がない自治体は他の自治体に吸収されたり、財政再建団体などに転落するといったことが予想されます。三春町はいかがなものでしょうか。

3点目、体力があるうちに小学校の統廃合、あとデマンド交通への完全移行など財政支出の見直しが必要と思いますが、いかがでしょうか。

4点目、町としては人口減少を緩やかにすることが必要であると思います。町では町政を長く存続するための施策をどのように考えているのか。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の人口減少が進む中で行政サービスを維持していけるかというふうなお話しですが、維持していくことは十分に可能と考えておりますが、そのためには、様々な取組みを進めていく必要があるものと考えております。

まず、デジタル技術などを活用し、行政サービスの向上を図ること、併せて、業務の効率化・生産性の向上を図ることで、限られた人員の中でも行政サービスを提供していく体制づくりを進めていくことが必要と考えております。

また、こおりやま広域連携中枢都市圏のように、圏域全体の経済成長や生活関連機能サービスの向上などに向け、様々な分野において、自治体間で連携する広域連携の取組みをさらに進めていくことも必要と考えております。

そして、最も重要な取組みとして捉えているのは、多様化する住民ニーズに対応していくため、行政ばかりでなく、町民と一体となった協働のまちづくりを進めていくことが最も重要であると考えられるところであります。

2点目の合併や財政再建団体についてのお話しですが、三春町では平成14年に町民や議会、町が議論を重ね、当面合併はしないという方針を打ち出しており、現在もその方針に変わりはなく、今後も自立した町政運営を継続していくため、先ほど述べた取組みなどを進めていきます。

3点目の行政支出の見直しについてですが、行政支出の見直しを進めていく必要性は認識しておりますが、全ての分野・事務事業について、行政支出の観点だけで見直しを進めていくのではなく、将来を見据えた中で、投資すべき分野・事務事業については投資をしていき、メリハリをつけた対応をしていきたいと考えております。

4点目の人口減少を緩やかにし、町政を長く存続させる施策についてですが、まず、町の地方創生に係る人口ビジョンにおいても、将来展望として、人口減少を緩やかにすることを目指し、2060年に人口12,000人程度の維持を目標として掲げているところであります。

その目標に向けた施策体系として、地方創生の総合戦略では、1つ目が「地域経済が成長し、安心して働けるまち」、2つ目が「つながりから新たな人の流れが生まれるまち」、3つ目が「結婚・出産・子育ての希望が叶うまち」、4つ目が「ひとが集い安心して暮らすことができる魅力的なまち」を掲げまして、施策の展開を図っております。1点目で答弁させていただいた内容と併せ、様々な取組みを組み合わせ、継続していくことが、人口減少を緩やかにするうえでは重要と考えております。

また、これら様々な取組みについては、令和6年度に予定している長期計画や各種個別

計画の策定・見直しの中で効果検証を行い、改めて将来を見据えた施策のあり方や方向性、内容などの検討・整理を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 町の人口の減少を緩やかにするため、様々なことを考えているのだなということは分かりますが、具体的な内容についてはあまり語られていないように思います。

その他関連ですけれども、関連というか町外から人を流入させる施策と、そういったものはありますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今、再質問2つあったかと思いますが、より具体的な施策はということなのですが、これは改めて令和6年度の長期計画策定の中で、また改めてお話しする機会があるかと思いますが、先日、全協でしたか。住環境整備計画、町の住宅施策に力を入れていきたいというお話をさせていただきました。それも一つの具体的な施策であります。

三春町はここ最近、郡山圏域からこちらの方に転入する方が増えておりますので、そういった方を積極的に受け入れていく。

あと、もう一つは、今、三春町に住んでいる人が表に出ていかないように、住む場所がないからといって出ていくことがないように、町内に住宅をきちんと整備していきたい。そういった一つの柱として、住環境整備計画、住宅マスタープランというのを今後きちんと定めていきたいというのが一例であります。

あと、今日の一般質問にもございましたが、その他、地域の公共交通、そういった体系、あとは農業の振興、そういったものを全て関連して参りますので、そういったことについては全体像はこれから策定していきます長期計画の中で、また改めてお話しする機会があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

2つ目の町外から人を受け入れる方法ということで、まず今、少し触れましたけれども、新築住宅あるいは分譲地をお求めになって、郡山あるいはその他の市町村から町内に転入する方がおられますので、そういった方を受け入れる地盤をつくっていくということで、既に旧中妻中学校の跡地に今、住宅地を造成しておりますが、そういったものを具体例として進めていくというのが一つ。

あとは、この分野で先行しているのはむしろ新規就農者、その受入れについては、住宅も含めて当面面倒を見るというふうなのが施策の体系になっておりますので、その実績を踏まえて、最近、若い方の新規就農が増えておりますので、そういった就農と併せて、よその地域から町内に新たな人を受け入れていく、そういったものを継続して取り組んでいく、そういったものを地道に続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 1番影山孝男議員、質問席に登壇願います。

1 番。

質問を許します。

○1 番（影山孝男議員） さきに提出しました通告書に基づきまして、質問を行います。ふるさと納税の実績と今後の見通しについてです。地域活性化を目的に2008年、平成20年から始まりました、ふるさと納税についての質問でございます。内容的に5点ほどございます。

1 点目は、直近までの実績の推移です。一般的なふるさと納税とは別に、企業版ふるさと納税もあると聞いておりますので、そちらも含めた形でお願いします。

2 点目、返礼品の内容です。金額及び種類はどのくらいあるのか。

3 点目、ふるさと納税寄附金の使い道の内訳です。ふるさと納税を行った方が希望する使い道というようにあると聞いてますので、それらの内訳をお願いします。

4 点目です。2019年から「返礼品は地場産品」「調達費は寄附額の30%以下」「寄附募集の適正な実施」の3つの基準が設定され、昨年10月から新ルールに移行し、特例の事務費や寄附の受領証明書の発行費を含めて、寄附金の50%以下に抑えることになりました。この点について、三春町の経費率と厳正化に対する対応はどのように行ったかをお尋ねいたします。

最後になりますが、町の財政に直結するふるさと納税の今後の目標及び返礼品の新たな選定をどのように考えているのかについてお尋ねします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度につきまして、三春町では「ふるさと三春町応援寄附金」と称して、平成20年度から制度を運用しております。

1 点目の実績についてですが、直近の3年間で、令和2年度が160件で394万円。令和3年度が482件で900万2,000円。令和4年度が1,057件で3,155万6,000円となっております。また、企業版ふるさと納税につきましては、令和3年度が1件で1,512万6,000円。令和4年度が1件で1,936万2,000円となっております。

2 点目です。2 点目の返礼品につきましては、現在、米やブルーベリーなどの農産物が13種類で、返礼金額が2,200円から5,800円。次に、お菓子、肉製品等の加工品が25種類、2,000円から4,400円であります。次に、地酒が5種類、2,400円から4,200円。次に、家具、民芸品、お墓掃除代行サービスなど36種類、これは1,100円から30万円までなど、合計79種類の返礼品を寄附額に応じて選んでいただいております。

次に、3 点目です。3 点目の使い道につきましては、寄附を頂く際に7つの事業の中から使い道を指定していただいております。令和4年度の寄附金の使い道の割合ですが、「町におまかせ」というのが58%、「子育て支援、少子化対策、青少年育成」が17%、「自然環境の保全」、これが15%、「保健、医療、福祉の充実」が4%、「観光、農林業、商工業の振興」が2%、「滝桜の保護、周辺整備」が2%、「新型コロナウイルス感染症対策」が1%、続いて「災害支援」が1%となっており、寄附を頂いた方々の意向を尊重して予算に反映しております。

なお、企業版ふるさと納税は、あらかじめ使い道を指定いただく制度であり、これは奨学金返還支援事業、田村高校魅力向上事業、すくすく子育て電子マネー交付事業、学習支援アプリ導入事業に活用させていただいております。

次に、4点目です。4点目のふるさと納税制度改正への対応につきましては、ご指摘のとおり、これまでふるさと納税制度の改正がありましたが、本町では、総務省が示している基準やルールに基づき、適正に運用しております。なお、令和4年度の実績は返礼品と諸経費を含めて寄附額の45%に設定しており、現在も50%以内で制度を運用しております。

5点目の今後の目標と返礼品の新たな選定につきましては、自主財源の確保をさらに強化していくため、町内事業者等と連携し、町内地場産品のさらなる掘り起こしを行い、今後はモノだけでなく寄附者のニーズに応じたサービスについても検討を進め、寄附者に選ばれる返礼品を選定し、地域振興を図ってまいります。

また、モンベルストア町内出店に合わせ、モンベルアウトドア用品やサービスも返礼品に追加することを検討したいと考えております。

さらに、寄附者が寄附しやすい環境整備のため、インターネット納税サイトを運営するふるさと納税専門業者との連携を強化し、効果的なPRを行い、三春町の魅力発信に努めてまいります。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

1番。

○1番（影山孝男議員） 最近のふるさと納税寄附金が増加傾向にあるということで、令和4年度は3,115万円というふうに倍増していることが分かりました。

そこで、寄附金額と三春町での控除額、要するに、町民がふるさと納税をして流出する額ですね。それとの差額について、金額は赤字になっているのか、黒字になっているのかという金額と、あと経費率が45%ということでしたんで、純粋な増減額についても伺いたいと思います。

また、福島県内59市町村がありますが、いろんなデータの中で、赤字の市町村、あと黒字のというような形がありますが、近隣市町村と比較して三春町の位置づけですね、どの辺になっているかというのを教えてください。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、町税収入への影響ということでございますが、直近、令和4年度の実績で答弁させていただきます。

寄附金の収入額が約3,100万円、それに対しまして返礼品と諸経費を合わせまして支出額が約1,400万円となっております。差引額約1,700万円が町への寄附金の収入額となっております。これの経費率が約44%でございます。

それに対しまして、三春の町民の方が令和4年度に他自治体に納税をされた金額が、人数が約242名おりました。金額が約970万円ほどになってございます。

このことによりまして、町民税から約500万円が寄附控除されることとなります。従いまして先ほどの寄附金の収入額から差し引きますと、約1,200万円が純粋な町への寄

附金の収入額になるというふうに考えてございます。

それから、2点目の三春町の順位でございますが、これも令和4年度の実績になりますが、三春町の寄附総収入額3,155万6,000円で、県内59市町村のうち28位となっております。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、1番、影山孝男議員の質問を終結します。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

3番。

第1の質問を許します。

○3番(大内広信議員) それでは、事前通告に基づきまして、本日、2件の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、三春町の消防団のあり方についてです。

消防団は地域の安心・安全を担う大きな地域防災の要であります。災害時の出勤はもとより定期的な夜警活動、イベント開催時の円滑な運営サポート、地域住民に対しての消火訓練や防火・防災の啓発運動など、多岐にわたり、地域を支える活動をしております。

しかし、三春町も人口減少や人口流出により、消防団のなり手不足も深刻であると思えます。そこで、消防団の団員確保や広報活動について伺います。

1番目、三春町消防団の団員数について伺います。

2番目、団員確保に向けた施策や取組を伺います。

3点目、広報活動について伺います。

4点目、女性消防団組織の設立について伺います。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

1点目の三春町消防団の団員数についてでございますが、令和6年2月1日現在、定数500名に対して365名であり、充足率は73%となっております。

2点目の団員確保の施策等についてでございますが、福島県と連携しまして企業訪問を行い、消防団加入促進や活動しやすい環境づくりへの協力を要請しております。

また、団員の装備品の充実や報酬の見直しによる処遇改善、消防行事の実施時期の変更や見直しなどによる活動負担の軽減を積極的に進めるとともに、有事の際にのみ出動する機能別消防団員制度を導入しております。

3点目の団員確保の広報活動についてでございますが、年2回発行します消防団広報紙「火の見やぐら」への掲載や、二十歳を祝うつどいにおけるチラシの配布を行っております。また、消防団員によります戸別訪問を実施して、新入団員の確保に努めておるところでございます。

4点目の女性消防団組織の設立についてでございますが、持続可能な消防団運営を図るため、現在、消防団では各分団の実情、地域の特性等を考慮しまして、分団の定数の見直し、部の再編成など、地域の防災力向上に向けた組織のあり方について検討しております。

その中で、女性消防団組織の設立についても、導入する場合の目的や活動内容等について、課題の整理や先進地視察などを踏まえ、慎重に検討して参ります。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

3番。

○3番（大内広信議員） 団員募集や団員確保、それから広報活動については、今、各部も積極的に取り組んでいると伺っております。

少し紹介させていただきますと、このようにチラシを作っている分団もでございます。こちらが岩江消防団ですね。岩江消防団の団員募集。あとは、こちらが八島台ですね。第7部ですか、7部の団員募集のチラシ。それから、私の地元第6部ですね。新町の各部でもこういったチラシを作成しております、先ほど宮本課長からあったように、戸別の訪問もしているそうです。

またそれ以外にも、一応6部の方では、SNS、インスタグラムを立ち上げて団員募集や日々の活動をアップしております。時にはユーモア性を出して、部員紹介なんかも行っております。

やはりこれからの時代は、SNSを使った、若い方に興味を持ってもらうこと、それから関心を持ってもらうこと、そして発信していくことで、消防団のイメージを変えることができると思います。

しかし、SNSは、やはり個人情報の問題やプライバシーの問題があると思いますので、この辺は一つクリアをしていかなきゃいけない問題点があるかと思うんですが、三春町消防団全体としてこういったSNSを立ち上げて発信する政策はどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

消防団のイメージアップを図るPRということの質問だと思いますが、最初に、広報みはる3月号をご覧いただいた方であろうかと思いますが、特集号としまして、防災を含め消防団の取組について紹介しております。そういった形で町の方でもPRを考えているところでございます。

また、福島県においては、若手消防団員を確保するために、新年度から都市部を中心に若手に的を絞った広報を戦略的に展開するというような事業があるようですので、町としましても、県の動向を注視しまして、町に取り入れられるものがあれば積極的に取り入れて、団確保の効果的な広報手段を検討していきたいと考えてございます。

また、ただいま大内議員より提案がございました、イメージアップの広報の方法につきましても団本部の方と協議をして進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

3番。

○3番（大内広信議員） こちらの方は、先ほど宮本課長の答弁があったように、慎重に進めていかなきゃいけないところではあるかと思うんですが、仮に、女性の方が災害に遭われた場合、やはり心のケアが必要と考えた場合、女性の組織を作るというのも必要なんではないでしょうか。

また、消防団員を三春町全体で盛り上げようと、そういう施策を考えられた場合、これも消

防団現役の方と後見の方からちょっと意見を聞いたんですが、消防団員を応援するようなお店を、少し消防団員に還元できるような、そういう施策も今後、三春町商工会と連携して進めていくのはどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

まず、1点目の女性消防団員の件でございますが、災害現場の活動に関わらず、一人暮らしの高齢者宅の訪問、それから防災・防火啓発、例えば住宅火災警報器の普及促進等々ございまして、平時においても予防消防に女性消防団の活躍というのは期待できると思いますので、そういった部分も想定して課題を解決して団本部と協議しながら慎重に進めてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の消防団を応援するお店への関係の質問でございましたが、これも福島県では、消防団員が県内の店舗等で団員証を提示すると、利用料金や商品の価格が割引を受けられる「ふくしま消防団サポート企業」というのを展開しているようでございます。

サービスを提供する店舗等は事前に登録する必要があります。県内では200社程度登録しているようでございます。

三春町の企業におかれましては、残念ながら、現在1社のみということでございますので、今後、商工会等を通じて登録の周知等を図ってまいりたいと思います。

また加えて、町内のみでの割引制度については、消防団・商工会・関係団体等、協議を行って、できるかどうか検討していきたいと考えてございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

3番。

○3番(大内広信議員) 続きまして、スポーツ少年団を推進するための町の取組についてお伺いいたします。

三春町にもスポーツ少年団はあります。スポーツ少年団の活動は社会体育、言い換えれば地域社会活動の一環であり、地域の活性化、地域の絆を構築していく中で、大切な活動だと考えております。

少子化が進む中でスポーツ少年団の数や団員数の減少が見られております。この状態が進むと、中学校での部活動への移行もスムーズにいかなくなることも予想されます。地域と関わりが深いスポーツ少年団活動を推進することで、スポーツに取り組む活気が生まれ、中学校・高校、さらにスポーツを通じた世代間交流も進み、地域活性化・地域振興にもつながっていくと考えております。

そこで、三春町のスポーツ少年団の推進について取組についてお伺いいたします。

1番目、スポーツ少年団の種目と団員数について、または、団員数を増やすための対策についてお伺いします。

2番目、地域の協力を増やすための機会等は考えていますか。

3番目、指導者を増やすための対策等がありますか。例えば田村高校の選手やOB、OGなどの参加も含めて。

4番目、道具などの支援等はございますか。

5番目、スポーツ少年団と中学校の部活の連携は今後ありますか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2の質問にお答えします。

1点目のスポーツ少年団の種目と団員数についてですが、種目は野球、ソフトボール、バスケットボール、バレーボール、サッカー、剣道、柔道、空手、ソフトテニス、テニスボールの10種目で、14団のスポーツ少年団が活動しています。団員数は、全団員262名であります。

団員を増やすための対策として、毎年5月に町スポーツ少年団本部にて団員募集のチラシを作成し、町内の小中学校に配付しており、町ホームページへ掲載し、団員募集の周知を図っております。各団より要望があれば、町広報誌で募集記事を掲載するなどしております。

2点目の地域の協力を増やすための機会等についてですが、現在は、各団において指導者募集等を行っているところですが、スポーツ少年団が地域活性化に取り組むには、地域の方々との協力や理解が必要不可欠であると考えておりますので、団の要望を伺いながら、町としても周知・PR等の支援をしてみたいと考えております。

3点目の指導者を増やすための対策についてありますが、スポーツ少年団本部の事業として、指導者としてコーチ資格を取得する場合の講習会費などについての経費について、その一部を補助するなどの事業を行っております。町としても、その事業を引き続き支援をして参りたいと考えております。

また、各団の卒業生や指導に関わっていただいた保護者の皆さんにも、継続して指導していただけるように働きかけをして参りたいと考えております。田村高校の選手やOB・OGの皆さんには、これまでもご協力をいただいております。現役高校生からの指導については、それぞれの学業や部活動などとの調整も必要であると考えられますので、団からの要望を伺いながら、実現可能な内容を検討して参りたいと考えております。

4点目の道具などの支援等についてですが、現在町から各スポーツ少年団に対して団員数や大会参加数などに応じて算定する三春町スポーツ少年団交付金を毎年交付させていただいております。それぞれのスポーツ少年団では、交付金について活動に必要な備品、道具、消耗品の購入などに活用していただいているものと考えております。

5点目のスポーツ少年団と中学校の部活動の連携についてであります。現在、中学校部活動の地域移行の取組みとして、スポーツ少年団の指導者をはじめ、人材バンクに登録いただいた方を部活動指導に派遣しております。連携は重要であると認識しておりますので、引き続き交流を図るとともに、将来的には学校の部活動に加え、スポーツ少年団などの地域のスポーツ団体等が部活動に取り組めるような体制の整備を検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

3番。

○3番（大内広信議員） 現在、三春町には14の団体があるということは理解したんですが、やはり、この14の団体を町として維持していく必要があるのではないのでしょうか。そう考えると、今後もより各団の団員数を増やす努力は必要だと感じます。

提案なんです。毎年2月か3月頃に三春町全体としてのスポーツ少年団の卒団式というふうな形があるかと思うんですけども、例えばこちらの会と連携をして、三春町スポーツ少年団全体での体験会の開催はどうでしょうか。

例えばなんですが、野球場は三春の野球スポーツ少年団、グラウンドはソフトボール2団体がありますので、2つのスポーツ少年団、体育館は半分に切った状態でミニバスやバレーボール、剣道場は剣道スポ少、柔道は柔道、空手は談話室、このような形で進めていくと、より全体的に町としてスポーツを頑張る子どもたちのバックアップになるのではないかと考えておまして、こういった開催は可能でしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

ご指摘のように、町としてスポーツ少年団の活動団員を増やしていくことは重要かと思われまます。新入団される方、特に新入学児童や保護者の方々におかれましては、新たにスポーツ少年団活動に取り組もうとする場合には大きな不安もあるかと思えます。配付する資料等において各スポーツ少年団の活動紹介を丁寧に行うなど、入団しやすい環境づくりに努めて団員の確保推進に努めて参りたいと思えます。

また、ご質問ありましたスポーツ少年団の体験会につきましても、非常に有効であると思われまますので、各スポーツ少年団、こちらのご意見ですとかご意向を伺いながら検討して参りたいと思えます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

3番。

○3番(大内広信議員) 是非、体験会の方は前向きに取り組んでいただければと思えます。

もう1点なんですが、やはり、今中学校の部活動の地域移行がいろんなところでクローズアップをされております。私も、昨年11月にこの三春町の制度に登録をさせていただきました。野球部の指導に関わっております。

ただし、やっぱり感じるのは、やはり小学生のスポーツ少年団の活動だと思えます。スポーツ少年団の団員数が減ったり、活動が厳しくなる、つまり、14の団体が13に減ったり、12に減ったりしてしまいますと、中学校で部活動としての受け皿もとても厳しくなると思えます。そのために、やっぱりスポーツ少年団と部活動の先生による交流、もしくは情報交換は積極的に必要だと思えます。

三春町にも素晴らしい取り組みをしている団があるかと思えます。田村柔道クラブですよ。こちらは、小学生の子どもたちがスポーツ少年団として練習に取り組み、なおかつ三春中学校の柔道部とも連携をされていると聞いております。こちらの方は、地域移行で外部の指導者の方が指導されているというふうな例もございます。

こういった地元の子どもたちが活動することによって、特に柔道競技は、その流れで田村高校で活躍し、飛躍する選手も多いと聞いております。このような三春町、成功事例も柔道競技であるかと思えますので、他の競技もやはり小学生と中学生の活動を連携をしながら推進をしていく形が一番良いと思えますが、この辺はどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

議員ご指摘のように、小学生のスポーツ少年団活動、そこから中学校の部活動、こちらは質がちょっと違うものですが、そちらの移行につきましても、こちらをスムーズに移

行させることが部活動の活性化、また、高校の部活動につながるものだというふうには認識しております。

こちらにつきましては、ご指摘のような先進事例といたしますか、柔道クラブの小学校から高校まで一貫しているという事業について、推進していくために、先ほど答弁にもありましたように、各スポーツ少年団の指導者をまずは中学校で地域移行のご協力を頂いて、先生あるいは中学生、そして普段から指導している小学生の方にも情報提供、あるいは中学校での指導を生かしたスポーツ少年団の指導にも、またこちらも活用できると考えておりますので、そういった活動を推進することによりスポーツ少年団あるいは中学校の部活動というふうに合わせて推進していきたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 以上で3番大内広信議員の質問を終結します。

○議長 11番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

11番。

質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告しておきましたおでかけ応援隊について質問させていただきます。

三春町においても高齢化が進む中で、高齢人口が団塊の世代を中心として、今後ますます増えるのではないかと考えられます。年齢が進むほど生活環境が厳しくなって参ります。

このような中、生活支援のための「おでかけ応援隊」は必要ではないでしょうか。病院への通院、日用品の買い出し等、今後ますます必要とされると思いますので、「おでかけ応援隊」の今後について質問させていただきます。

1点目なんですけれども、現在中郷ではおでかけ応援隊、沢石ではおでかけ支援隊という名前で配車されているわけですが、中郷では中妻・岩江、沢石においては要田・御木沢、また、市街地を両地域の方が担当して担えば、効率よく、また1日の稼働日数も増えると思われ、運転手の確保もしやすくなるのではないのでしょうか。また、沢石においては、民生委員さん、それから区長さんが中心になりまして、一人暮らしの方、それから高齢で運転返納された方、また、車での移動に支障がある方などの名簿等を作成し、会員登録制で運行しています。こうした利用者が制限されることにより、運転事業者への影響も少ないのではないかと考えます。

2点目ですが、運転手の勤務時間について、1日単位にしてはどうかということで質問させていただきます。現在は有償ボランティアでお願いしているわけなんですけれども、時給制なものですから、なかなか例えば1時間の仕事でも、着替えて運転して帰って1時間で終わりですというような状態なものですから、これを1日単位の勤務体系にさせていただければ1週間の勤務体系も組みやすいと思うんです。

3点目なんですけれども、運行日程を週5日にはできないかということです。利用者の立場からすれば、週5日運行していただければ、土曜・日曜休診の病院であっても月曜日に受診できるということで、また、土日休診のために金曜日に病院に行きたいという利用者の需要も多いと思うんです。そこで、週5日運行できないかどうかお伺いいたします。

それから4点目なんですけれども、要介護者の家族同乗の上での乗車はできないかということです。ほとんどがこれ、通院の需要だと思うんですが、いかがでしょうか。

5番目として、受付・配車等の窓口の業務を1か所にできないかということです。まちづくり協会ごとにおでかけ応援隊を設置した場合に、その利用状況が各応援隊でも1日2～3名程度なものですから、今後まちづくり協会でおでかけ応援隊を作る場合に、1か所で配車すれば事務局の手間が省けるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

当局の答弁をお願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の広域での利用についてでございますが、中郷地区で実施しております「おでかけ応援隊」、沢石地区で実施しております「おでかけ支援隊」につきましては、地域コミュニティの体制強化、支え合いの仕組みづくりとして、地域が主体的な役割を担いつつ、各まちづくり協会の地域単位で行われている取組みになってございます。お質しのように、中郷地区のおでかけ応援隊で中妻・岩江地区の利用者をカバーするというような取組みにつきましては、現在では想定しておりません。

2点目の運転手の勤務体系についてでございますが、ご指摘ありましたように、運転手につきましては、有償ボランティアの位置づけの中で、時間単位で対応していただいております。有償ボランティアの観点からは、運転手として勤務できる時間帯で対応いただくという形が良いものということで考えておりますが、先ほどご指摘があった、運転手の確保などの観点から、必要があれば地域との相談の中で検討していければと考えているところでございます。

3点目の運行日時についてでございますが、現在、中郷地区・沢石地区とも原則週3日、日中の限定的な運行とさせていただいております。こちらの週3日につきましては、地区の交流館の開館日に合わせた設定とさせていただいております。あわせまして、限定的な運行につきましては、民間のタクシー事業者などへの影響にも配慮する必要があり、事業者との協議・調整をした中で、限定的な運行としているため、運行日の拡大については、現状では難しいものと考えてございます。

4点目の要介護者の家族同乗での利用についてでございますが、中郷地区・沢石地区とも、利用者の安全を確保することがまず難しいこと、運転手の負担、さらには要介護者については介護タクシー等のいわゆる公的なサービスが受けられる場合などがあり、乗り降りの際に介助が必要になると想定される方の利用はお断りしている状況になってございます。

お質しの家族同乗の場合については当初想定しておりませんでしたでしたが、家族同乗といった利用者ニーズがあるのか、先ほど述べた点も含めて地域と相談していきたいと考えております。

5点目の受付・配車の窓口を1か所にするということについてでございますが、1点目で答弁させていただいたとおり、各まちづくり協会の地域単位の中で、沢石地区や中郷地区で実施している取組みになります。その受付・配車の窓口を1か所にすることは、現状としては想定してございません。

地域に主体的な役割を担っていただきながら、中郷地区や沢石地区での取組みの現状を踏まえた上で答弁させていただきましたが、町の地域公共交通計画においては、住民主体による移動支援として位置づけております。地域公共交通計画に基づく取組みの中で、効果の検証や今後のあり方、利便性の向上など、様々な角度から検討を進めていきたいと考

えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 先ほど、まちづくり協会単位での設置というお話だったんですけども、他の集落について、おでかけ応援隊組織のようなものの要望があるのかどうかお伺いします。

また、これ中郷と沢石しか今運行してないんですけども、他の住民の方から不公平感のようなものは、苦情というんですか、役場には寄せられていないかどうかお聞きしたいんですけども。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えしたいと思います。

こちらのおでかけ応援隊の仕組みにつきましては、中郷地区でまず先行して取組みが始まってございまして、次に沢石地区の方から取り組みたいということで取組みが進んでいるところでございます。他の地区からですね、当初少し自分の地区でもやってみたいというお話はございましたが、今現在、他の地区から実施したいというようなお話は頂いてございません。

もう一つ、他の地区の住民の方からの苦情というご指摘でございますが、こちらの方も現状としては苦情を頂いているような状況はございません。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 週3日の運行ということなんですけども、土曜・日曜を挟んで病院が休み、それからやっぱり需要が多いのは月曜日と金曜日かなという想像されるわけなんですけども、まちづくり協会の事務局の関係もあるんでしょうけども、例えば週3日しかできないとすれば月水金の運行は可能かどうかお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 週3日の運行日の変更についてお質しがあったかと思えます。

答弁の中でも、地区交流館の開館日に合わせて曜日を設定させていただいているというご説明を申し上げました。病院の都合で、例えば月曜日の方のニーズがあるということであれば、沢石・中郷地区のまちづくり協会とも相談させていただいて、そういったニーズが本当にあるのであれば、ある程度曜日の変更等々対応が可能かどうか、いろいろ地域の方と相談していきたいというふうに思っております。

○議長 質問があれば、これを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 地域によっては、農村RMOの中でおでかけ応援隊を継続、維持していこうという動きもあるみたいなんですけれども、例えば、地域でRMOを設置し、その中で運営していくとなった場合に、町ではどういった助成策が取れるのかお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 農村RMOの内容についてのご指摘でございます。

まず、農村RMOについてでございますが、いわゆる地域運営組織といわれる、組織を強化するための一つの手法として、農林水産省で言っております農村RMOという制度の枠組みになってございます。地域運営組織を法人化して様々な取組みを進めていけば、財政的な支援が受けられるというような枠組みになってございます。

先ほど言った地域の支え合いの仕組みづくりの中で、地域の運営組織、町としては、地域のまちづくり協会の機能強化ということできっと考えてきております。

そうしたことも踏まえまして、まちづくり協会の機能強化という観点から、農村RMOというようなことで勉強しているという事実がございます。

実際、いわゆる法人化みたいなどころにおきましては、多少ハードル等々もあると思いますが、地域の方で組織の強化を図っていききたいということであれば、町の方としては、全面的な支援をしながら、取組みを進めていききたいということ考えているところでございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

11番。

○11番(橋本善一郎議員) 私が言いたいのは、例えば、地区でおでかけ応援隊を継続しますよってなった場合に、なかなか会社をつくって事業を立ち上げて、その中の利益で運営していくというのは、現実的にはなかなか厳しいのかなと見ているんです。だから、実際、資金的な面でおでかけ応援隊、地域で、RMOの中で運営していくとなった場合に、まずは資金的な援助は受けられるのかどうかということを知りたいんです。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 失礼しました。財政的な支援というところでございます。

まず、農村RMOという取組みに地域として取り組むのであれば、国からの方になりますが、3年間で最大1,000万円の年間補助金が受けられるような仕組みになってございます。4年目以降は、基本的には自力で運営していくような想定になってございます。

そうした取組みが実際に進められていく中で、財政的な面で地域の方でなかなか難しいということがあれば、当然、町の方でもいろいろ、財政的な支援の面につきましては検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で11番橋本善一郎議員の質問を終結します。

○議長 8番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

8番。

質問を許します。

○8番(松村妙子議員) さきに通告しました1件について質問をさせていただきます。

災害の対応については、三春町地域防災計画に明記されておりますが、今回の令和6年度能登地震の発災を受けて、改めて町の災害への備えについてお伺いいたします。

能登地震では、傾斜が急で険しい地形が多い地域で道路の寸断や、電気・水道などのライフラインが被災して、住民が厳しい避難生活を強いられております。三春町においても

中山間地域が多く、住民の高齢化も進展しているなど、決して対岸の火事として受け止めることはできません。

また、東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」。これは平成25年の8月に策定されました。避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に前向きに取り組むことは、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となることから、発災前の平時からの横断的な再建への活力を支える基盤となることから…。失礼いたしました。その後の生活再建への活力を支える基礎となることから、発災前の平時の横断的な取組みが欠かせないと指摘されております。

そこで、8点についてお伺いいたします。

1点目、災害発生後、土砂崩れが発生して道路が寸断されるなど、孤立する地域はどの程度発生すると考えておりますか。お尋ねいたします。

2点目、道路が遮断され、孤立地域が発生した場合、道路啓開のための計画策定や事業所との協定締結の状況についてお尋ねいたします。

3点目、小中学校の避難所での避難生活ですが、最悪の事態を想定して、災害が冬に発生した場合に課題となるのが低体温の心配です。暖を取るための対策や、段ボールベッド、プライバシーに配慮したテントなどの配備の状況についてお伺いいたします。

4点目、温かい食事の提供などの支援が届くまでの避難所の食糧備蓄についてですが、中には塩分濃度の高いものが含まれていると思います。これは、血中の塩分濃度を高めて血圧の上昇につながり、災害関連死の原因となる可能性があると言われていたことから、塩分濃度の低い食糧の備蓄にも配慮すべきと思いますが、いかがでしょうか。

5点目、トイレトレーラーの導入について。原因は様々であります。栄養不足や避難生活のストレス、また、トイレ環境の不衛生で使いづらいなどの理由から、水分摂取を抑制し、同じ姿勢で長時間避難生活を続けると、エコノミー症候群が発生するなど、災害関連死が心配されております。その中でも、特に専門家の中には、避難生活はトイレに始まり、トイレに終わると、エコノミー症候群などの防止のために、障害のあるなしに関わらず、誰でも、いつでも、自由に使えるトイレの重要性を訴える声があります。停電や断水時でも衛生的に使用できるトイレの確保が重要です。能登地震では、届いた仮設トイレは和式便座が多く、障害を持っている方や高齢者には使用しづらいといった問題が発生しております。そこで、今注目されているトイレトレーラー配備についての考えをお伺いいたします。

6点目、業務継続計画の策定について。町におきましても、大規模な災害が発生するような非常事態であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定することが極めて重要ですが、計画の策定についての考えをお伺いいたします。

7点目、受援計画の策定について。発災時、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができる体制を整備するための受援計画の策定についてお伺いいたします。

8点目、基盤的防災情報流通ネットワークについて。想定を超える大規模災害が毎年発生している中で、的確な対応を迅速に行うために、災害現場の正確な情報を関係者が広く共有することにより、地域住民の命と財産を守ることが極めて重要であります。福島県では、基盤的防災情報流通ネットワークを今年度中に活用できるよう取り組んでおります。この基盤的防災情報流通ネットワークは、災害時に多くの組織から様々な情報が異なる形

式で発信される情報を集約し、必要としている組織がすぐに利用できる形式に加工・変換して提供する機能があり、組織を超えた防災情報の共有を実現するとともに、住民に分かりやすい防災情報の発信にも活用できる仕組みと聞いております。そこで、町はこのネットワークについて、県とどのように連携しているのか、お尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 ご質問にお答えいたします。

1点目の災害による孤立地域の数につきましては、いつ、どこで、どのような災害が発生するかを予想することは難しく、把握はできておりませんが、崖地というか、傾斜地が多い三春町の地形特性を考えると、どこで発生してもおかしくないと考えております。

2点目の道路啓開のための計画につきましては、特に計画の策定はしておりません。また、土木事業者との災害協定も締結はしておりませんが、土木維持工事の年間契約を締結しております13事業者の皆さんには、災害時のご協力いただけることになっており、これまででも災害時の応急処置や災害復旧にご協力をいただいております。

3点目の低体温症につきましては、防寒対策として、広域避難所に指定する地区交流館には、エアコンや石油ストーブが、小中学校体育館には、ジェットヒーターの暖房器具を備えておりますので、これらを有効に活用することとしております。次に物資の配備状況ですが、簡易テント67張、簡易ベッド38台、パーティション43基、毛布220枚、寝袋117個を備蓄しております。

なお、三春町商工会と災害時応援協定を締結しており、災害時には宿泊施設に協力要請を行い、避難所の確保を図ることとしております。

4点目の避難所の食糧備蓄につきましては、現在、アルファ米やパンなどの食糧を約900食分備蓄しており、乳幼児用の液体ミルクも併せて備蓄しております。今後は、塩分濃度を含め、性別や年齢層などの違いなどに配慮した食糧の確保に努めたいと考えております。

また、避難所に保健師や栄養士を派遣し、栄養指導と健康管理面からの保健指導に努めるものとしております。

5点目のトイレトレーラーにつきましては、災害時には深刻化するトイレ問題を解消するため、移動設置型水洗トイレのトイレトレーラーを導入または検討する自治体があります。町では、仮設トイレの提供を要請する災害時応援協定を民間事業所と締結しておりますが、トイレトレーラーの導入は、台数に限りがあることから、簡易に設置することができるマンホールトイレと併せて検討してまいります。

6点目の業務継続計画につきましては、平成28年11月に策定し、令和3年12月に改訂を行っております。その内容は、大規模な地震や感染症等が発生した場合に備え、非常事態時に優先して実施する通常業務や縮小・休止する業務の選定、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定めております。災害等による町民生活への影響を最小限に抑えるため、毎年度、優先的に行う業務の点検・見直しを行っております。

7点目の受援計画につきましては、三春町における災害発生時の人的・物的資源の受け入れ手順等の体制整備や、応援を受ける業務の選定、応援要請のための準備等を定め、令和5年3月に策定しております。受援計画は、三春町地域防災計画に基づき、広域連携体制等を具体化した計画であり、業務継続計画の実効性を高めるための計画として位置づけしております。

8点目の基盤的防災情報流通ネットワークにつきましては、県では、住民が災害情報や防災情報入手し、迅速な避難行動につながる福島県防災アプリを制作し、4月より提供が開始されます。福島県防災アプリは、各種防災情報のお知らせ、防災ハザードマップの閲覧、避難所の検索、安否登録・確認など、様々な機能があります。福島県防災アプリを活用することで、防災意識の向上と避難行動につながる効果的な情報発信が可能となるため、町広報誌に掲載して、普及拡大を図ってまいります。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） それでは、再質問させていただきます。

2点目でございますが、計画は策定されていないということですが、大規模災害が発生した場合には、広域連携はどのようになっているのか。

また、先ほど言われた土木維持工事契約を提携している13事業者が災害時にもご協力を頂ける。また、これまでも災害時の応急処置や災害復旧に協力をしていただいているということでしたが、この13事業者についても教えていただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 町内事業者だけでは難しい災害のときなんです。対応が町内業者だけでは難しい大規模な災害が発生した場合には、周辺自治体の被災状況にもよりますが、三春町地域防災計画に則りまして、広域連携や災害時相互応援の協定を締結しております自治体に協力要請を行います。

また、福島県や国土交通省をはじめとする国機関との連絡も密に取って、必要に応じて要請を行うこととしております。

なお、関係機関等応援に対処できない場合につきましては、県知事に対しまして自衛隊災害派遣の要請を行って、状況に応じた対応を行っていただいております。

なお、町内の13業者につきましては、株式会社等の名称は省略させていただきます、申し上げさせていただきます。

信和創建さん、榎本組さん、福浜大一の三春支社さん、それから齊藤組さん、佐藤組さん、佐藤土建工業さん、橋本工業さん、本多重機工業さん、鶴生建設さん、YCG福島さん、佐壺組さん、エンジンさん、中野土木さんの道路啓開ということで、土木業者さんが今の13社でございますが、それ以外にも建築・電気・ガス・水道、それから商工会様におかれましても、緊急の場合の処置、それから復旧等に町のためにご協力いただけることになっておりますので、申し添えさせていただきます。

○議長 質問があれば、これを許します。

8番。

○8番（松村妙子議員） ありがとうございます。

避難所においては、女性に対してというか、きめ細やかな配慮というのが大事になってくるかと思いますが、災害対応の強化するにあたって、女性の視点からということで男女共同参画という、女性の声というのはしっかり届いているのかどうか、その辺の状況について伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長　大規模が発生した場合等、女性をはじめ、多様な視点を生かした災害対応のあり方を改めて検討していく必要があると認識はしております。特に、避難所においては、女性や高齢者への配慮が重要であると考えておりますので、地域防災計画における避難所運営マニュアル等に反映できるよう、適宜、改正を行って参りたいと考えております。

令和4年度にですが、御木沢地区におきまして、御木沢地区の地区防災計画を作成しましたときに、モデルケースといたしまして、地区の女性の方、それから郡山の女子短期大学の学生さんに入っていただきまして、現地の方も調査していただき、それから防災計画をつくる時も加わっていただき、ご意見を頂いて、御木沢地区の地区防災計画を作成をしております。今後とも、自主防災組織の活性化のためにも女性参画の必要性を各地区に説明して、一緒に作っていただけるようにしていきたいと考えております。

○議長　質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　以上で8番松村妙子議員の質問を終結します。

……………・・　散会宣言　・・……………

○議長　これにて、一般質問を終結します。

手話通訳の皆さん、ご協力ありがとうございました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦労さまでした。

(午後2時55分)

令和6年3月13日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	5番 山崎ふじ子
6番 石井一正	7番 小林孝	8番 松村妙子
9番 三瓶文博	11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊
13番 影山常光	14番 遠藤亮子	16番 影山初吉

2 欠席議員は次のとおりである。

3番 大内広信	4番 佐藤弘	10番 篠崎聡
15番 鈴木利一		

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋 書記 橋本 和宜

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	宮本久功	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
税務会計課長	荒井公秀	保健福祉課長	佐久間美代子
子育て支援課 保育グループ長	菊田久光	産業課長	遠藤晃
建設課長	新野恭朗	企業局長	大内広三
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	鳴原健二		

農業委員会会長	橋本正亀
---------	------

代表監査委員	鈴木輝夫
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年3月13日（水曜日） 午後2時00分開議

追加第1 陳情の取り下げについて

第1 諸般の報告

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

第3 付託議案の委員長報告並びに質疑

第4 議案の審議

議案第 5号 町道路線の変更について

議案第 6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 三春町子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 議案第 8号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第16号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第17号 令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第18号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 議案第19号 令和5年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第20号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 令和5年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第22号 令和6年度三春町一般会計予算について
- 議案第23号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 令和6年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第26号 令和6年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第27号 令和6年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第28号 令和6年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第29号 令和6年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第30号 令和6年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第31号 令和6年度三春町宅地造成事業会計予算について
- 第5 三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

6 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後2時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦勞様です。

傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

ただ今出席している議員は12名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数

に達しており、会議は成立しました。

それでは、ただいまから会議を開きます。

…………… ● 陳情の取り下げ ……………

○議長　ここで、陳情取り下げの取扱いについて、議会運営委員会において協議が行われましたので、その結果について議会運営委員会副委員長より報告を求めます。

議会運営委員会副委員長。

○議会運営副委員長　3月12日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について申し上げます。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」

陳情者　日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会

議長　樽井　義成

については、取下申出書が3月11日に提出されました。

議会運営委員会にて協議の結果、本日の議事日程に追加し、審議することに決定しましたので報告いたします。

なお、取り下げの理由は、提出された陳情書の陳情事項の誤記によるもの。陳情事項に「公契約」と記載すべきものを「県の公契約」と誤った記載をしたためとされております。以上です。

○議長　ただ今の副委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

お諮りします。議会運営委員会副委員長報告のとおり、陳情の取り下げについてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。よって、陳情の取り下げについてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、陳情の取り下げについてを議題とします。

本会議に上程しました陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」は、陳情者　日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会　議長樽井義成氏より取り下げの申し出がありました。

本陳情は、経済建設常任委員会に付託・審査を行っており、委員会に付託された陳情の取り下げは議会の許可が必要となります。

お諮りします。本陳情については、申し出のとおり取り下げることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」は取り下げを許可することに決定しました。

したがって、議事日程第3号の日程第2を削除します。

…………… ● 諸般の報告 ……………

○議長　日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… ● 付託議案の委員長報告並びに質疑 ……………

○議長 日程第3、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月5日、6日、7日、8日、12日及び13日の7日間、第1委員会室において開会しました。

議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和6年度三春町一般会計予算について

総務課長、財務課長、企画政策課長及び税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月5日、6日、7日、11日、12日及び13日は第4委員会室において開会し、3月8日には現地調査も行い、合計8日間開会いたしました。

議案第5号 町道路線の変更について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

議案第22号 令和6年度三春町一般会計予算について

以上2案について、建設課長、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 令和6年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 令和6年度三春町水道事業会計予算について

議案第30号 令和6年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第31号 令和6年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 　文教厚生常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月1日に日程設定を行い、3月5日、6日、7日、8日、12日及び13日、第3委員会室及び大会議室において開会し、3月11日には現地調査を行い、合計8日間開会いたしました。

議案第7号 三春町子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

以上5案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

保健福祉課長等、教育課長、生涯学習課長、住民課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第17号 令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第19号 令和5年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

議案第21号 令和5年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

住民課長及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和6年度三春町一般会計予算について

保健福祉課長等、教育課長、生涯学習課長、住民課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第24号 令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第26号 令和6年度三春町町営バス事業特別会計予算について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和6年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第28号 令和6年度三春町病院事業会計予算について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 令和6年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

教育課長、住民課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

広報広聴常任委員会委員長。

○広報広聴常任委員長 広報広聴常任委員会より報告いたします。

本委員会は、12月会議での報告から昨日まで、「みはる議会だより」に係る取材、編集・発行などのため、計2回開催しました。

最初に、2月1日発行の第175号に対して、6名のモニターの皆さんや議会クイズ応募者から寄せられたご感想・ご意見を確認し、今後の議会だよりの編集にどのように反映させるかなどについて協議しました。また、モニターの皆さんへ2年間モニター活動をした感想等の作成をお願いし、議会だよりに掲載していくこととしました。

次に、5月1日発行の第176号の表紙や全体構成について審議しました。表紙は北保育所の

入所式の様子とし、全体構成は定例会 3 月会議の内容を中心に、意見交換会の申入れの様子や、滝桜観桜時に行う予定の議員による観光おもてなしの様子等を掲載することとしました。

今後も、本委員会ではモニターの意見やこれまでの活動の成果を活かし、さらに読みやすく分かりやすい「みはる議会だより」の編集・発行に努めるとともに、議会の活動を町民へ発信し、議会への関心や理解を得られるよう、広報・広聴に努めて参りたいと考えております。

以上、広報広聴常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で広報広聴常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 　日程第 4、議案の審議を行います。

議案第 5 号「町道路線の変更について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 6 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 7 号「三春町子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和5年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和5年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和6年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和6年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「令和6年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「令和6年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「令和6年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号「令和6年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号「令和6年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 ……………

○議長 日程第5により、三春町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

三春町選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、三春町選挙管理委員会委員4名、同補充員4名が3月31日をもって任期満了となる通知がありましたので、選挙を行うものであります。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

三春町選挙管理委員会委員に

三春町大字過足字紙漉238番地の16 横山滋氏

三春町字師範場14番地の3 郡司洋子氏

三春町大字北成田字鍛冶内272番地 橋本春雄氏

三春町大字山田字明部作85番地の2 渡邊功雄氏

の4名を指名します。

同補充員に

三春町大字平沢字中415番地 武内徹氏

三春町字深田和151番地の28 高玉旭氏

三春町大字下舞木字追越154番地の2 影山朝男氏

三春町大字鷹巣字泉田83番地 影山新吉氏

の4名をそれぞれ指名します。

お諮りします。ただ今指名した8名を三春町選挙管理委員会委員及び補充員の当選者と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました8名がそれぞれ三春町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは、全議案可決いただき、ありがとうございました。

令和6年度はこれからの10年間、三春町の方向性を定める非常に大事な年となります。大変難しい問題が横たわっておりますが、議会の皆様と活発な議論を通じて、そして創意工夫でもってこの難局を乗り切っていきたいというふうに考えております。

議員の皆さんの今まで同様のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、令和6年三春町議会定例会3月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 2時42分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月13日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 橋 本 善 一 郎

署 名 議 員 佐 久 間 正 俊

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第5号	町道路線の変更について	全員	原案可決
議案第6号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第7号	三春町子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第8号	三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第9号	三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第10号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第11号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第12号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第13号	三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第14号	三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第15号	令和5年度三春町一般会計補正予算（第8号）について	全員	原案可決
議案第16号	令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	全員	原案可決
議案第17号	令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	全員	原案可決
議案第18号	令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第5号）について	全員	原案可決
議案第19号	令和5年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について	全員	原案可決

議案第20号	令和5年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第21号	令和5年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第22号	令和6年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第23号	令和6年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第24号	令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第25号	令和6年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第26号	令和6年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第27号	令和6年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第28号	令和6年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第29号	令和6年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第30号	令和6年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第31号	令和6年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決